

第4章

分野別の都市づくりの方針

ここでは、都市づくりの基本目標の具体化に向けて、土地利用の規制・誘導をはじめ、都市施設等の整備や市街地・集落地のまちづくり、さらには今日的なテーマである人と自然にやさしいまちづくり（環境共生、景観形成、都市防災、福祉）といった分野別の都市づくりの方針を明らかにします。

1 ● 土地利用の方針

『都市と自然が調和した秩序ある土地利用の形成』

本町は、海と山に代表される豊かな自然と特色のある歴史的・文化的環境に恵まれており、こうしたうるおい環境と町民の日常的な暮らしや産業経済等の都市活動が融合・共生し、いきいきとした町民生活を持続させることが、快適で良好な都市・生活環境を形成するための条件となります。

したがって、将来の都市機能等を十分に踏まえ、都市的土地利用と自然的土地利用との調和に配慮しながら、土地利用に係る方向性（市街地の規模、土地利用の配置と規制・誘導、市街地の密度構成並びに建築物の高さ等の規制・誘導）について明らかにしていく必要があります。

1 市街地規模の方針

■ 1 ■ 基本方針

● 都市と自然との調和に配慮した適正な市街地規模の確保

都市活動の発展的拡大と農地や樹林地等の自然的土地利用の維持・保全との調和に配慮しながら、将来必要となる住宅地や産業用地に対応した市街地（用途地域指定区域）の適正な規模の確保を目指します。

■ 2 ■ 市街地規模の方針

- 将来の市街地規模については、居住人口の現状維持を目標（平成37年目標人口：おおむね2.8万人）としていることから、その拡大（用途地域の新規指定）は原則として行わないものとします。
- そのため、現行の用途地域指定区域においては、都市・生活基盤施設の充実など市街地の整備に努めるとともに、市街地の密度構成や建築物の高さ等を適切に誘導し、居住人口や産業機能の定着化に努めるなど、市街地としての成熟化を図ります。

2 土地利用の配置と規制・誘導の方針

1 基本方針

● 地区毎の特性を踏まえた計画的な土地利用の形成

《市街地における都市活動の活性化に配慮した都市的土地利用の形成》

市街地においては、町民の生活・文化活動や産業活動といった都市活動の活性化に配慮しながら、都市的土地利用の計画的な配置とその実現に向けての適切な規制・誘導を目指します。

《非市街地における活力の維持と環境保全に配慮した自然的土地利用の形成》

非市街地においては、地域の活力を維持する宅地利用に配慮しながら、農地・樹林地等の自然的土地利用の維持・保全に向けての適切な規制・誘導を目指します。

2 土地利用の配置と規制・誘導の方針

① 都市的土地利用の方針

■ 商業業務系土地利用

中心商業業務用地	湯河原駅周辺地区	公共交通による本町への玄関口としての立地特性を活かし、町民のみならず広域圏をも対象とした都市中心拠点としての機能を高める最寄品・買回品販売店舗、物産品販売店舗、飲食店、各種サービス業務施設、文化・コミュニティ・福祉施設、事務所・営業所等の集積化を誘導します。 【重点事業 1 ●湯河原駅周辺都市中心拠点形成事業】
沿道活用型商業用地	3・5・1 国道 135 号沿道地区	3・5・1 国道 135 号の広域的な交通流動特性を十分活かした広域商業拠点として、沿道サービス型の商業施設や観光施設の集積化を誘導します。 【重点事業 3 ●湯河原海岸海洋環境ゾーン形成事業】

■ 観光系土地利用

温泉活用型観光用地	温泉場地区 奥湯河原地区	“湯のまち湯河原”を継承する観光拠点として、温泉情緒あふれるまちづくりを進めながら、保養・宿泊施設や物産品販売店舗、飲食店等観光機能を中心に集積化を誘導します。 【重点事業 2 ●温泉場地区周辺景観まちづくり事業】
沿道活用型観光用地	町道オレンジライン 沿道地区	本町における新しい観光拠点として、町道オレンジラインの道路交通機能を活かした“まちとの出会いの場”の形成に配慮しながら、貴重な資源である温泉を活用したアメニティ施設や保養・宿泊施設、物産品販売店舗等の集積立地を誘導します。

■ 海業系土地利用

海洋関連産業用地	福浦漁港周辺地区	海洋への玄関口として立地特性を活かした、海洋交流拠点の形成を先導する漁業・海業を支える関連諸機能の集積化を誘導します。 【重点事業 3 ●湯河原海岸海洋環境ゾーン形成事業】
----------	----------	---

■ 複合系土地利用

沿道活用型 商業・居住複合用地	3・4・1 中央通り線沿道地区	後背の住居系土地利用との調和に配慮しながら、幹線道路沿道の立地特性を活かした、主として町民の日常的な生活・文化活動を支える商業施設やサービス業務施設の立地を主体としつつ、集合住宅等の都市型居住機能の複合立地を許容する土地利用の形成を誘導します。
沿道活用型 商業・観光複合用地	国道135号真鶴道路 並行区間) 沿道地区 3・6・1 湯河原箱根仙石原線沿 道地区	広域商業拠点、都市中心拠点、観光拠点を結び幹線道路の沿道部の立地特性を活かした、一般商業施設と観光商業・サービス施設が複合立地する土地利用の形成を誘導します。 【重点事業2 ●温泉場地区周辺景観まちづくり事業】 【重点事業3 ●湯河原海岸海洋環境ゾーン形成事業】
居住・商業複合用地	湯河原駅南側地区周辺	戸建住宅や集合住宅等の都市型居住機能の立地を主体としつつ、それらと調和した商業・業務施設が適正に複合立地する土地利用の形成を誘導します。
居住・観光複合用地	宮上地区周辺	戸建住宅や集合住宅等の都市型居住機能の立地を主体としつつ、それらと調和した保養・宿泊施設が適正に複合立地する土地利用の形成を誘導します。

■ 住居系土地利用

一般住宅用地	3・4・1 中央通り線沿道後背地区	戸建住宅や集合住宅等の都市型居住機能の立地を主体とする土地利用の形成を誘導します。
低密度住宅用地	吉浜・福浦周辺	農地や樹林地等が適正に保全された緑豊かな環境の中で、主として低層の戸建住宅等の郊外型居住機能が立地する土地利用の形成を誘導します。

② 自然的土地利用の方針

■ 緑住系土地利用

緑住環境保全地	奥湯河原・城山周辺山 間地域や幕山・星ヶ山 周辺山間地域の丘陵部 一帯	農地や樹林地等が適正に保全された緑豊かな環境の中で、主としてゆとりある専用住宅等の緑住型居住機能の立地を促進するとともに、それらとの調和に配慮しながら、地域振興に資する産業機能やレクリエーション機能が立地する土地利用の形成を誘導します。 【重点事業4 ●吉浜丘陵緑住環境ゾーン形成事業】
---------	--	--

■ 自然系土地利用

自然環境保全緑地		今後とも現存する緑地が有する優れた自然環境の維持・保全を誘導します。
自然環境活用緑地	奥湯河原・城山周辺山 間地域や幕山・星ヶ山 周辺山間地域の山地部 一帯	周辺の自然環境保全緑地との調和に配慮しながら、緑地が有する自然環境を活用したアメニティ拠点等の形成を誘導します。
自然環境活用調整 緑地		上記の拠点的な自然環境活用型の土地利用形成を踏まえつつ、都市・地域の発展ポテンシャルや町民等都市生活者のニーズに対応して、新たな自然環境活用型の土地利用形成を検討します。
海洋環境保全地	湯河原海岸一帯	優れた自然的・景観的資源として、またレクリエーションの場として、今後とも海洋環境の維持・保全を誘導します。 【重点事業3 ●湯河原海岸海洋環境ゾーン形成事業】

3 市街地の密度構成の方針

1 ■ 基本方針

● 市街地の立地条件に応じた適切な密度構成の誘導

中心市街地、周辺市街地、集落地等各地区の土地利用を有効かつ適正に進めていくために、それぞれが有する立地条件を踏まえながら、中密度利用や低密度利用など、適切な密度構成の誘導を目指します。

2 ■ 市街地の密度構成の方針

■ 中密度市街地

○湯河原駅周辺や温泉場地区等の中心市街地並びに主要な幹線道路の沿道地区においては、高い都市的利便性を提供・享受できるよう、商業業務系・観光系土地利用の集積化、それらと住居系土地利用との複合化を誘導するとともに、環境・景観との調和に配慮した無秩序な土地の高度利用を抑制することにより、中密度の市街地の形成を図ります。

■ 低密度市街地

○中密度市街地の周辺においては、都市的利便性と後背の豊かな自然環境を相互に享受できる立地特性を活かし、ゆとりある敷地・建築条件を有する比較的低密度な市街地の形成を図ります。

○用途地域無指定区域の集落地においては、現存する農地や樹林地等の自然的土地利用の計画的な保全を誘導しながら、豊かな自然環境と共生した低密度な土地利用の形成を図ります。

4 建築物の高さ等の規制・誘導の方針

1 基本方針

● 環境・景観との調和に配慮した建築物の適切な高さ等の誘導

本町が有する豊かな自然環境と特色ある歴史的・文化的環境、それらの中で培われてきたゆとりと落ち着きのある景観を今後とも維持・継承していくために、それらとの調和に配慮しながら、「湯河原町景観計画」等と連携した建築物の適切な高さ等の誘導を目指します。

2 建築物の高さ等の規制・誘導の方針

■ 市街地

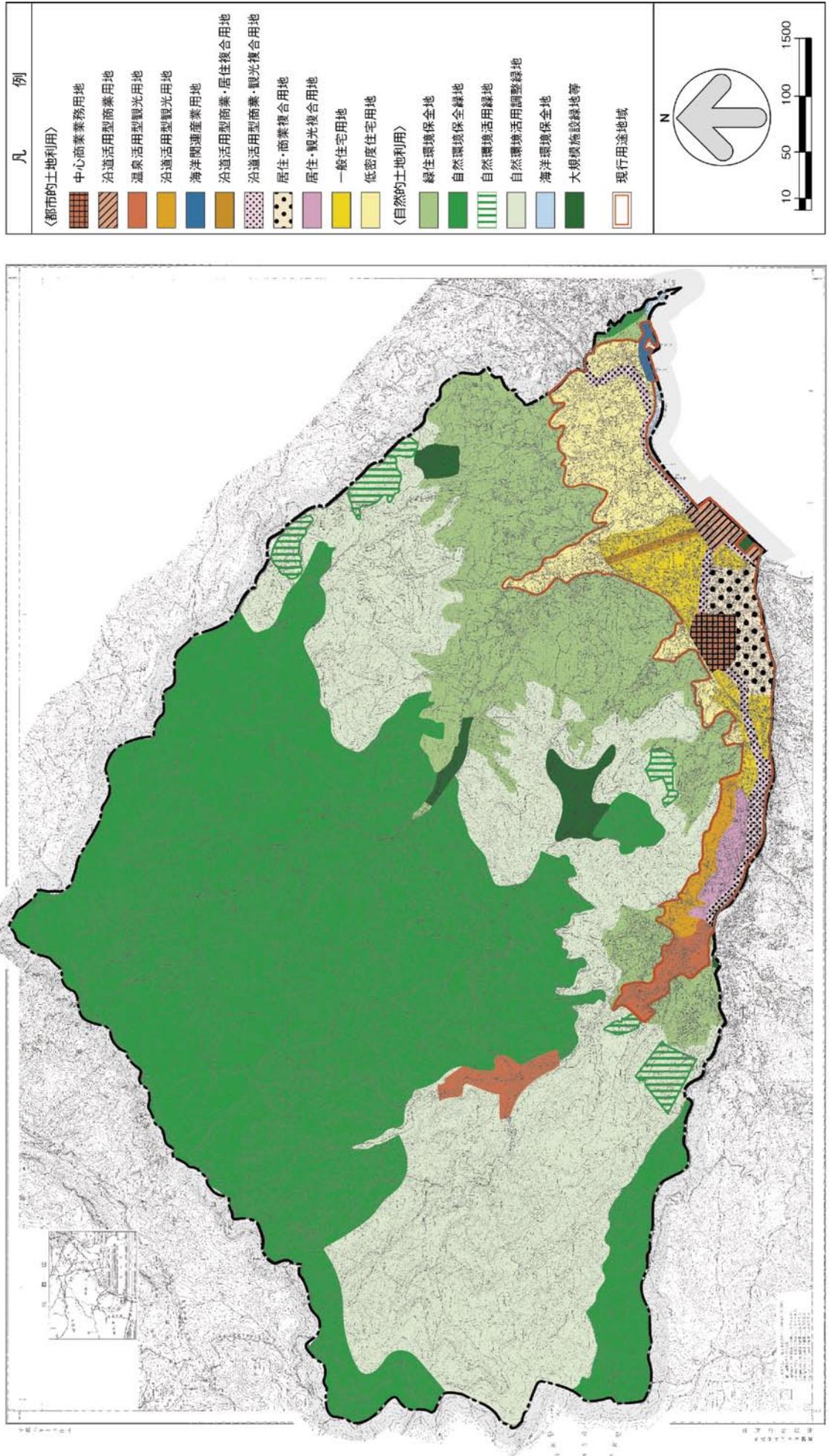
○市街地（用途地域指定区域）においては、後背の良好な自然環境を有する丘陵地や山地からの連続性、市街地における地形や土地利用、各地域相互の連続性などに配慮した適切な土地利用を実現するため、法律に基づく誘導手法（高度地区、地区計画、景観地区）や町条例等の活用など、建築物の高さや階数等についての制限の導入を推進します。

【重点事業5 ● 「建築物の高度利用のあり方」検討事業】

■ 非市街地

○非市街地（用途地域無指定区域）においては、良好な自然景観を保全し、豊かな自然景観と共生した観光振興などに配慮した適切な土地利用を実現するため、既定の風致地区等の制限に加えて、法律に基づく誘導手法や町条例等の活用など、建築物の高さ等についての制限の導入を推進します。

【重点事業5 ● 「建築物の高度利用のあり方」検討事業】



2 ● 都市施設等の整備方針

『様々な活動・交流を支える都市・生活インフラの整備』

交通施設、公園・緑地、河川・供給処理施設、公共公益施設等により構成される都市施設は、町民の生活・文化活動や産業活動が円滑かつ機能的に営まれるために、極めて基礎的でかつ重要な基盤（都市・生活インフラ）となるもので、町民や社会的なニーズに応え、その整備・充実を図っていく必要があります。

一方、少子高齢化・人口減少社会を迎え、労働人口が減少するとともに、これまで整備してきた都市施設が更新時期を迎えることなどにより、新規施設に対する投資余力の低下が見込まれます。

そのため、この都市・生活インフラの整備にあたっては、これまで整備してきた既存ストックの有効利用や適正な維持管理を進めるとともに、効果的かつ計画的な整備が求められています。

1 交通施設の整備方針

近年、モータリゼーションの進展等により生活圏が拡大し、様々な交流が展開しつつありますが、今後も交通ネットワークの充実により、こうした状況はさらに高まることが予想されます。

そのため、活発化する様々な交流を本町発展や活力につなげていくために、広域的な交通体系と適切に連携した骨格的な交通ネットワークの形成が重要な課題となっています。

また、湯河原駅や町役場を中心に形成される中心市街地と周辺部との一体性を強化し、町民の利便性を高めるため、都市内あるいは身近な生活空間において円滑で安全な移動を確保する交通ネットワークの形成にも配慮する必要があります。

1 ■ 基本方針

● 便利で快適な移動を支える交通施設の整備

《段階的・機能的な道路交通体系の確立》

広域圏や周辺諸都市との交流拡大を促進するとともに、都市内流動や町民に身近な生活流動の円滑性を確保し、町民生活や産業活動の活性化を図っていくために、将来の都市構造への対応に配慮しながら、段階的かつ機能的な道路交通体系の確立を目指します。

《交通集中地における円滑な集散機能の確保》

都市内における交通流動を快適で効率的なものとし、より発展的で高度な活動を支えていくために、多様な交通の集中が予想される駅周辺や商業地等の交通集中地における円滑な集散機能の確保を目指します。

《便利な移動を支える公共交通サービスの維持・向上》

利用者やその目的に応じて多様な交通手段を提供し、広域圏との交流拡大や町民生活の利便性の向上を図るため、自動車交通依存による様々な弊害の解消や、高齢化社会の進展に伴う交通弱者の増大への対応に配慮しながら、便利な公共交通サービスの実現を目指します。

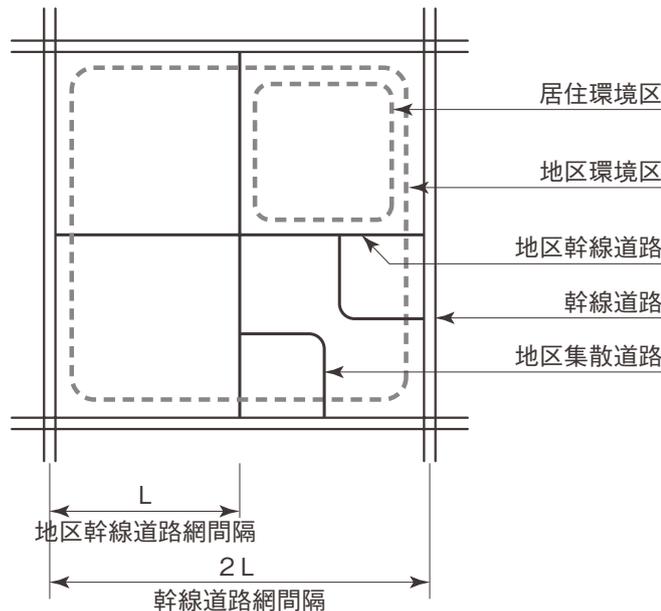
■ 2 ■ 交通施設の整備方針

① 道路網の段階構成の方針

- 本町の道路網は、道路の交通処理機能に応じて、幹線道路から生活道路に至る段階的なネットワークの形成を図ります。
- なお、幹線道路をはじめとする骨格的な道路網は、現行の都市計画道路網を基本として形成するものとしませんが、今後の社会経済環境の動向を踏まえながら再検討し、必要に応じて見直すなど、道路交通を取り巻く環境に対応した望ましい道路ネットワークの再構築に努めます。

道路網の段階構成と交通処理機能

段階構成		交通処理機能
幹線道路	主要幹線道路	・都市間交通や通過交通等の比較的長いトリップ長の交通を分担し、都市内の下位の道路への不要交通の侵入を軽減し、かつ、自都市と他都市を効率的に連結する道路で、県内の骨格的なネットワークとして位置づけられる比較的高規格な道路
	幹線道路	・主要幹線道路あるいは都市内の主要な交通発生源を結び、都市の骨格を形成する道路で、都市内交通のうち比較的長いトリップの交通を交通需要に対応して分担し、地区環境区（おおむね2km四方）を形成する道路
	地区幹線道路	・地区環境区の内側において、居住環境区（おおむね1km四方）の外郭を形成し、地区環境区内の幹線的機能を果たす道路で、バス交通等の地域サービス、環境保全等の基本的役割を果たす道路
生活道路	地区集散道路	・居住環境区内において、区画道路の交通を集め、地区幹線道路に連絡する道路であるが、商業地域のように網密度が高く要求される地区や人口密度が低いことから地区幹線道路の網間隔が広く、バス交通路として整備が必要な地区では、地区幹線道路的機能もあわせ持つ道路
	区画道路	・各宅地に接続するサービス道路で、その中でも主要区画道路は、地区集散道路に接続するなど、身近な生活流動を処理する際に重要な役割を果たす道路



湯河原町における幹線道路の位置づけ

幹線道路	主要幹線道路	3・5・1 国道135号～真鶴道路/県道75号(湯河原箱根仙石原)(樫ライン) 3・5・3 千歳通り線/町道オレンジライン/トーヨータイヤターンバイク 湯河原パークウェイ/湯河原～熱海連絡道路(構想線)
	幹線道路	国道135号(真鶴道路並行区間) 3・4・1 中央通り線とその延伸部(幕山公園通り線) 3・6・1 湯河原箱根仙石原線とその延伸部(小梅橋～町道オレンジライン交差点) 町道オレンジライン～鍛冶屋地区連絡道路(構想線) 鍛冶屋地区～福浦地区連絡道路(町道川堀鍛冶屋線の活用) 福浦地区～真鶴半島連絡道路(構想線)
	地区幹線道路	3・5・2 南中通り線/3・5・4 広崎通り線/3・5・5 広町通り線 3・5・6 桜木通り線/3・6・2 桜木通り2号線/3・6・3 千歳通り2号線 新規路線(吉浜地区東西連絡道路・南北連絡道路、温泉場地区南北連絡道路)

② 幹線道路の整備方針

■ 主要幹線道路

○自動車交通の適正な利用により、首都圏等広域圏や周辺諸都市との交流を拡大し、観光都市としての性格も有する本町の地域振興を促進していくために、主要幹線道路の整備とそのネットワーク化を図ります。	
既存道路の拡充整備とその質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・3・5・1 国道135号～真鶴道路については、小田原市、真鶴町、熱海市などの周辺諸都市や首都圏などとの一層の連絡強化を図るため、走行性の向上を基本としながら、関係機関及び近隣市町と連携し、拡充整備又は質的向上を促進します。 ・県道75号(湯河原箱根仙石原)(樫ライン)、町道オレンジライン、湯河原パークウェイ、トーヨータイヤターンバイクについては、国際観光都市である箱根町との連絡を強化するため、関係機関と調整しながら、狭小幅員・急カーブ等の解消などの拡充整備又は質的向上を促進・推進します。
新たな路線の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉場地区、奥湯河原地区などの観光拠点と熱海市との南北方向の連絡を強化するため、湯河原～熱海連絡道路(構想線)の整備の実現化を検討します。 ・湘南地域の交流を拡大し、本町発展のインパクトとして活用できるよう、西湘バイパスの再延伸を促進します。

■ 幹線道路

○主要幹線道路へのアクセス機能を高めるとともに、町内における自動車の円滑な交通流動を確保し、都市全体がバランスよく発展していくために、奥湯河原・城山周辺、湯河原駅・温泉場周辺、幕山・星ヶ山周辺、吉浜・福浦周辺各山間・市街地地域相互のネットワークの強化に資する幹線道路の整備を図ります。	
既存道路の拡充整備とその質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国道135号(真鶴道路並行区間)については、主要幹線道路との明確な機能分担により都市の骨格を形成する幹線道路に位置づけ、関係機関及び近隣市町と調整しながら、拡充整備又は質的向上を促進します。 ・3・6・1 湯河原箱根仙石原線とその延伸部(小梅橋～町道オレンジライン交差点)については、町内の連絡機能強化と、温泉場地区から主要幹線道路及び市街地へのアクセス機能向上のため、拡幅事業の促進及び関連町道(台南若草山線)の整備推進、さらには、温泉場という独特な風情を活かしつつ、温泉場の玄関口としてふさわしい沿道景観の形成を誘導します。 <p style="text-align: center;">【重点事業2●温泉場地区周辺景観まちづくり事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3・4・1 中央通り線の延伸部については、吉浜地区の連絡機能を強化する幹線道路であり、今後は、鍛冶屋地区、さらには、その北側に形成される集落地から市街地へのアクセス機能を強化するため、同路線の拡充整備又は質的向上、JR鍛冶屋ガードの拡幅を推進します。

新たな路線の整備

・市街地を囲むそれぞれの地域間の連絡を強化するとともに、市街地における通過交通を排除するため、町道オレンジライン～鍛冶屋地区連絡道路（構想線）、鍛冶屋地区～福浦地区連絡道路（町道川堀鍛冶屋線の活用）、福浦地区～真鶴半島連絡道路（構想線）を新規路線としてそれぞれ位置づけ、その整備の実現化を検討します。

■ 地区幹線道路

○地区幹線道路については、町民の身近な生活圏の骨格を形成し、円滑な生活流動を支えるとともに、主要幹線道路や幹線道路へのアクセス機能を向上させるため、おおむね 1km を網間隔の基本としながら配置し、それぞれの路線が位置する地区特性や地形の特徴に配慮した、柔軟性のある整備を図ります。

新たな路線の整備

・基盤整備が遅れている吉浜地区や温泉場地区における連絡性を強化するため、新たな路線（吉浜地区東西連絡道路・南北連絡道路、温泉場地区南北連絡道路）を位置づけ、その整備の実現化を検討します。

③ 生活道路の整備方針

■ 地区集散道路

○地区集散道路については、町民生活に身近な生活道路からの交通を集め、地区幹線道路への円滑なアクセス機能を確保するために、おおむね 500m を網間隔の基本としながら配置するとともに、区画道路等の生活道路と一体となって、それぞれの路線が位置する地区の地形や土地利用に配慮した整備を図ります。

■ 区画道路

- 町民に身近な区画道路については、適正な網密度や幅員を確保するとともに、町民生活に最も身近な道路であることから、各地区の地形や土地利用に配慮した整備手法の活用を図りながら、きめ細かな道路整備に努めます。
- 区画道路の中でも身近な生活流動を処理する際に重要な役割を果たす道路を主要区画道路として位置づけ、おおむね 250m を網間隔の基本としながら計画的に配置し、重点的に整備を推進します。

④ 交通集中地の整備方針

■ 駅前広場

- 駅前広場については、鉄道とバス・タクシー・自家用車との乗り継ぎ性や、交通動線の円滑化、高齢者を含めた駅利用者の利便性を向上させるため、広場内設置施設（タクシープール、バスバース、バス・タクシー乗降場、観光客の滞留場所、歩道等）の改良整備に努めます。
- 本町の玄関口としてふさわしい場として、緑のある質の高い文化的環境を有する都市空間を創出するため、駅前広場の修景整備に努めるとともに、駅舎の建替えを促進します。

【重点事業 1 ●湯河原駅周辺都市中心拠点形成事業】

■ 駐車場

- 駐車場については、町民や観光客の自家用車利用が多く見込まれる湯河原駅及びその周辺商業地、温泉場地区や湯河原海水浴場等の観光地を中心に、需要の増大に対応した施設量の確保とその計画的な配置を誘導します。
- 駐車場の確保とその配置にあたっては、施設建設時における駐車場設置（付置義務）の適切な誘導や民間主体の駐車場整備に対する助成制度の確立に努めるとともに、休日等における民間業務施設の駐車場の有効利用等を促進します。

【重点事業 1 ●湯河原駅周辺都市中心拠点形成事業】

■ 駐輪場

- 駐輪場については、公共交通の結節点である湯河原駅周辺における拡充整備等に努めます。
- 鉄道やバスとの乗換えなどの利便性の向上及び駅前における放置自転車の問題を解消するため、駐輪需要に対応した既存駐輪場の拡充整備に努めるとともに、商業施設等の建設時における駐輪場設置（付置義務）を適切に誘導します。

【重点事業 1 ●湯河原駅周辺都市中心拠点形成事業】

⑤ 公共交通の整備方針

■ 鉄 道

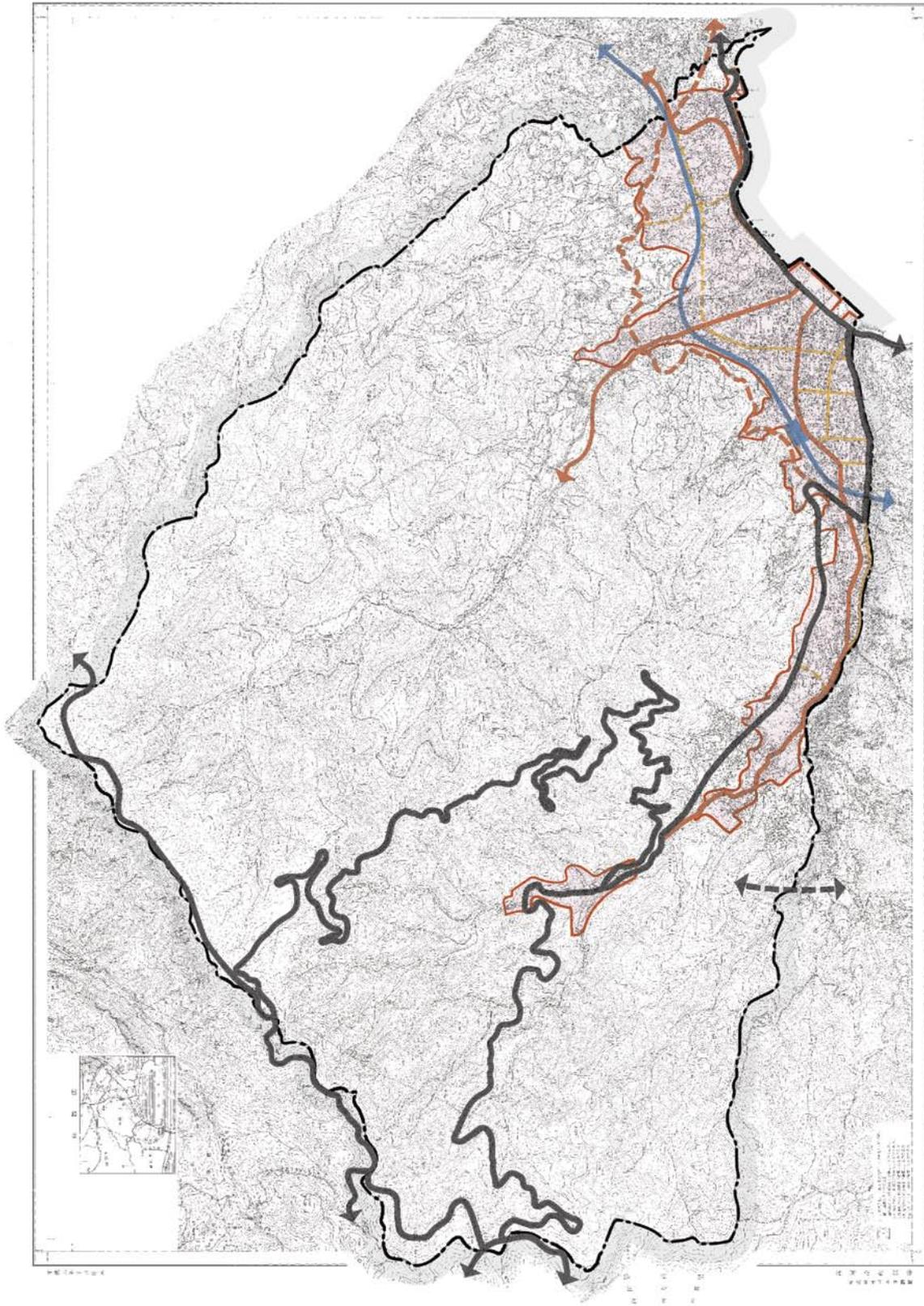
- 周辺諸都市との交流の維持・増進、広域圏との交流拡大と観光需要に対応しうる利便性を確保するため、湘南ライナーの延長、快速電車の増便、特急の停車等、JR 東海道本線の輸送力の維持・増強を関係機関に働きかけます。

【重点事業 1 ●湯河原駅周辺都市中心拠点形成事業】

■ バス交通

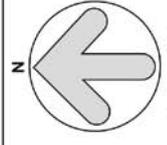
- 子供や高齢者などの交通弱者や観光客の利便性を確保するため、湯河原駅及びその周辺商業地や主要な公共公益施設や観光地に対する円滑なアクセスが可能となるよう、バス交通の輸送力の維持・増強を関係機関に働きかけます。
- 現在、湯河原駅～真鶴駅間の交通不便地域で運行しているコミュニティバスについては、今後とも維持・増強に努めます。

【重点事業 1 ●湯河原駅周辺都市中心拠点形成事業】



凡 例

- (主要幹線道路)
 - 整備済・拡充整備路線
 - 新規整備路線
- (幹線道路)
 - 整備済・拡充整備路線
 - 新規整備路線
- (地区幹線道路)
 - 整備済・拡充整備路線
 - 新規整備路線
- (鉄道)
 - JR東海道本線
- 用途地域指定区域



2 公園・緑地の整備方針

公園・緑地は、誰もが利用できる公的なオープンスペースとして適切なサービス水準を確保する必要があります。

本町においては、土地区画整理事業により計画的に市街地整備された湯河原駅下地区や湯河原中央地区などにおけるサービス水準は高くなっていますが、基盤整備が遅れている地区においては、十分なサービス水準を確保しているといい難い状況にあります。

そのため、こうした地域格差の是正に配慮しながら、「湯河原町緑の基本計画」に基づき、町民や観光客に様々な利便性を提供する公園・緑地の整備が求められています。

1 ■ 基本方針

● 観光・レクリエーション需要に配慮した公園・緑地の整備

《公園・緑地の適正な整備水準の確保》

町民のレクリエーション需要や広域圏における観光需要を支える場を確保していくため、本町の自然的骨格構造を特徴づける大規模な公園・緑地（都市基幹公園）から町民の暮らしに身近な公園・緑地（住区基幹公園）、さらには本町の環境資源を活かした特色ある公園・緑地の整備等により、適正な整備水準の確保を目指します。

《都市の骨格を形成する大規模な公園・緑地の整備》

本町が有する豊かな自然環境を戦略的に継承・育成していくために、自然的骨格構造を特徴づけ、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションを楽しみ、憩い・交流することができる大規模な公園・緑地（都市基幹公園等）の整備を目指します。

《町民生活に身近な公園・緑地の整備》

町民の日常的なレクリエーション活動を支えていくために、生活圏のまとまりや円滑なアクセスに配慮した暮らしに身近な公園・緑地（住区基幹公園等）の整備を目指します。

《環境資源を活かした特色ある公園・緑地の整備》

本町が有する豊かな自然環境、その中で培われてきた魅力ある歴史的・文化的環境、こうした特色ある環境資源を活用した公園・緑地（特殊公園等）の整備を目指します。

《活用促進に資する既存都市公園等の再生》

整備済の既存都市公園等については、町民等がより一層活用できるよう、適切な管理・運営や再整備などにより魅力あるものへと再生を目指します。

■ 2 ■ 公園・緑地の整備方針

① 公園・緑地の確保目標の方針

○公園・緑地の確保目標については、「湯河原町緑の基本計画」を踏まえ、目標年次である平成37年で人口1人あたりおおむね24㎡以上(都市施設として整備すべき都市公園等)とします。

公園・緑地の確保目標

		平成17年 (現況)	平成27年 (中間年次)	平成37年 (目標年次)
人口1人当たりの 目標水準(㎡/人)	都市公園	9.06	9.72	10.41
	都市公園等	22.49	23.33	24.22

※都市公園等：都市公園に児童遊園地、ふれあい広場、開発・提供公園、自然地における緑の拠点、広域避難場所となっている小中学校の校庭を加えたもの

② 都市基幹公園の整備方針

○湯河原町総合運動公園(総合公園)については、町民や来訪者のレクリエーションや余暇ニーズの変化に配慮しながら適切な維持管理に努め、その積極的な活用を促進します。

③ 住区基幹公園の整備方針

○新崎川東側の吉浜地区・鍛冶屋地区・福浦地区は、街区公園等の身近な都市公園が不足していることから、当面は、小学校の開放や児童遊園の充実、社寺境内地の活用により対応することとし、将来的に福浦幼稚園の跡地等を利用し、防災面に配慮した街区公園を含め3か所の街区公園の整備に努めます。

○温泉場地区においては、万葉公園(近隣公園)が整備されていますが、観光客を対象とした施設が多く、地域住民にとって身近に利用できる公園となっていないことから、地域住民のニーズに対応し、(仮)温泉場地区公園(街区公園)を含め、防災面にも配慮した5か所の街区公園の整備に努めます。

【重点事業2 ●温泉場地区周辺まちづくり事業】

○これらの公園の整備にあたっては、住民参加による公園づくりと維持管理を検討しながら、身近な公園緑地環境の充実に努めます。

④ その他の公園・緑地の整備方針

■ 特殊公園

○幕山公園(風致公園)については、町民や来訪者のレクリエーションや余暇ニーズの変化に配慮しながら適切な維持管理に努め、その積極的な活用を促進します。

■ 広場公園

- 湯河原海岸沿岸においては、観光的機能を重視した(仮)湯河原海辺公園(広場公園)を整備し、水辺レクリエーションの場となる海岸緑地帯の形成を図ります。

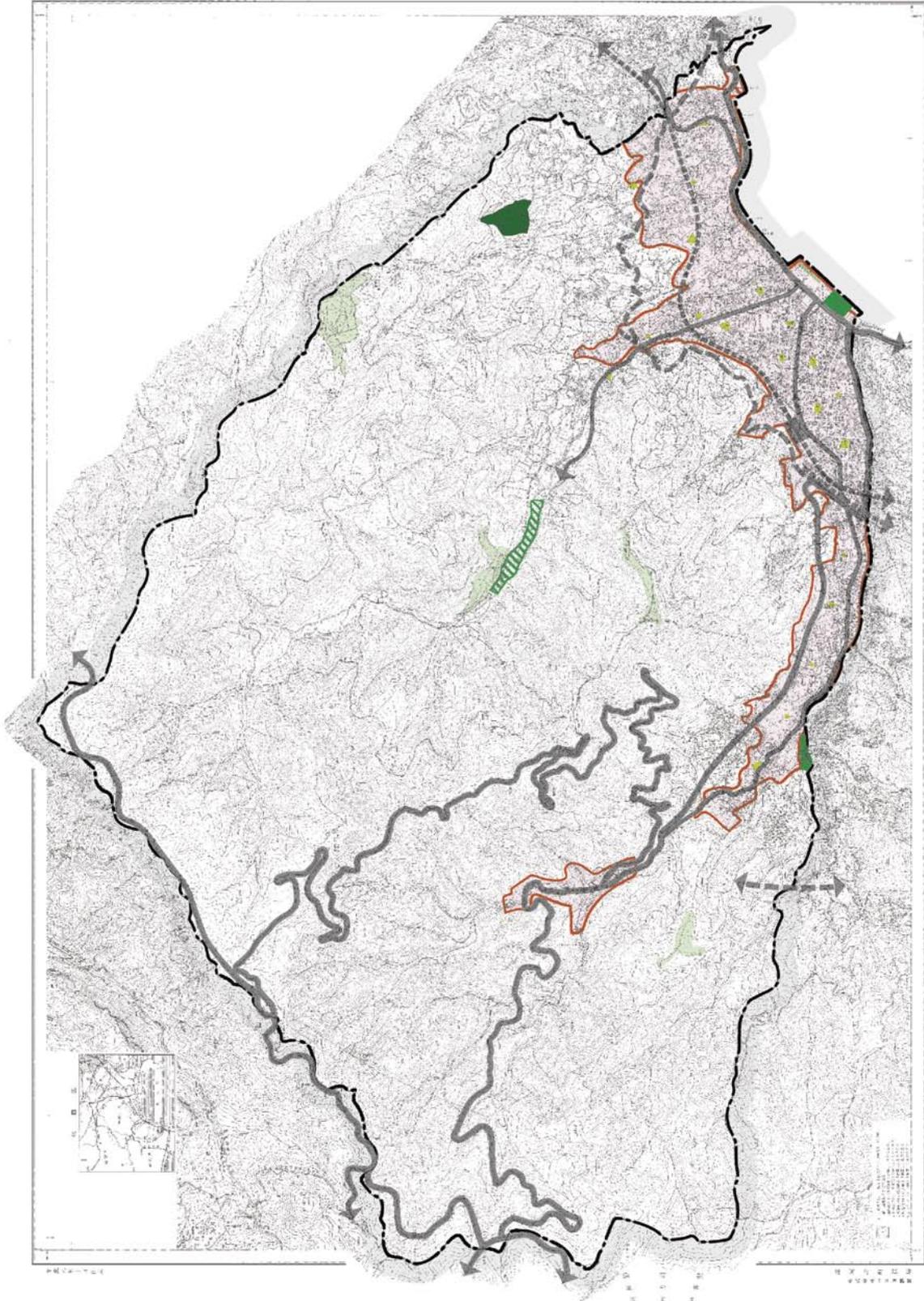
【重点事業3 ●湯河原海岸海洋環境ゾーン形成事業】

■ 公共施設緑地

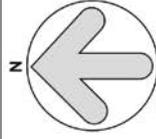
- 四季彩のまちづくり事業の一環として、優れた風致景観を有する星ヶ山地区の「星ヶ山さつきの郷」、幕山地区の「梅の郷」「桜の郷」、池峯地区の「もみじの郷」、城山地区の「あじさいの郷」については、都市緑化基金賞にも選ばれた事業展開であり、それぞれの地区の自然性を活かした個性的で魅力ある緑環境の整備や自然に親しんだり、眺望を楽しんだりできるようなハイキングコースの確保に努めます。
- その他の公共施設緑地として整備済の児童遊園地、小中学校、開発・提供公園等については、その利用促進と適正な維持管理に努めます。

⑤ 既存都市公園の再整備の方針

- 本町の市街地における公園は、土地区画整理事業により整備された公園が多く、湯河原駅下地区においては、事業完了後35年が経過し、公園施設の老朽化も著しくなっています。
- 今後は、より多くの町民に親しまれ、利用される公園となるよう、適宜、遊具や植栽の再整備に努めます。



凡 例	
〈都市基幹公園〉	総合運動公園
〈住区基幹公園〉	近隣公園
	街区公園
〈その他の公園・緑地〉	特殊公園(風致公園)
	広場公園
	公共施設緑地 (四季彩のまちづくり事業)
	用途地域指定区域



3 河川・供給処理施設の整備方針

河川・供給処理施設は、町民の安全で健康的な暮らしを支えていく上での基礎的な基盤であり、これまでも関係機関並びに近隣市町との連携により着実に整備を進めてきました。

今後は、これまでの既存ストックの維持・管理と必要な更新により、それらの有効活用を図るとともに、将来の施設需要に応じた整備が求められています。

1 ■ 基本方針

● 安全で健康的な暮らしを支える河川・供給処理施設の整備

《治水・防災対策と水辺環境の活用に配慮した河川の整備》

町民生活の安全性の確保と町民生活にゆとりをもたらす環境資源として活用するため、流域の流出抑制などの治水対策や砂防指定地の整備などの防災対策、さらには河川の水辺空間を活用したうるおい環境づくりに配慮した河川の整備を目指します。

《水資源の有効利用と経営の合理化に配慮した上水道の整備》

安心・安定な水道を供給し、町民が信頼し続ける水道を実現するため、「湯河原町水道ビジョン」を踏まえながら、水資源の有効利用と経営の合理化に配慮した上水道の整備を目指します。

《市街化の進展状況に配慮した計画的な下水道の整備》

都市の健全な発展、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、浸水被害を防除するため、「湯河原町公共下水道事業計画」に基づいた下水道の整備を目指します。

■ 2 ■ 河川・供給処理施設の整備方針

① 河川の整備方針

- 二級河川のうち、新崎川及び千歳川については、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、整備を促進します。
- 砂防指定地（新崎川の上流部、千歳川の上流部（藤木川、アケジ沢、金山沢、堀木沢、勘三郎沢、かなまじり沢、大ぬた沢、カヤの木沢）、洗頭川の上流部（洗頭川、新林沢））については、土石流防止等を促進します。
- 河川空間については、改修済区間もあわせて、親水護岸や歩行空間の整備、沿岸部の緑化など、都市環境にゆとりとうるおいをもたらす魅力的な河川空間の形成に努めます。

② 上水道の整備方針

- 安定した給水体制を確保するため、経営の合理化を進めるとともに、配水池の適正配置や耐震化などに順次取り組みます。
- 今後とも良質な水源を保全していくため、水源周辺の森林の保護育成・整備などに努めます。
- 限りある水資源を有効に活用すべく簡易水道の町営水道への一体化に取り組みます。

③ 下水道の整備方針

■ 污水处理施設

- 管路施設については、市街地の整備がおおむね完了したため、今後は周辺部の宅地化の進展が著しい地域の整備を推進します。
- 処理施設（浄水センター）は、汚水量及び汚泥量の増加にあわせて処理能力の拡充を進めるとともに、標準耐用年数を経過した初期建設施設の改築に順次取り組みます。

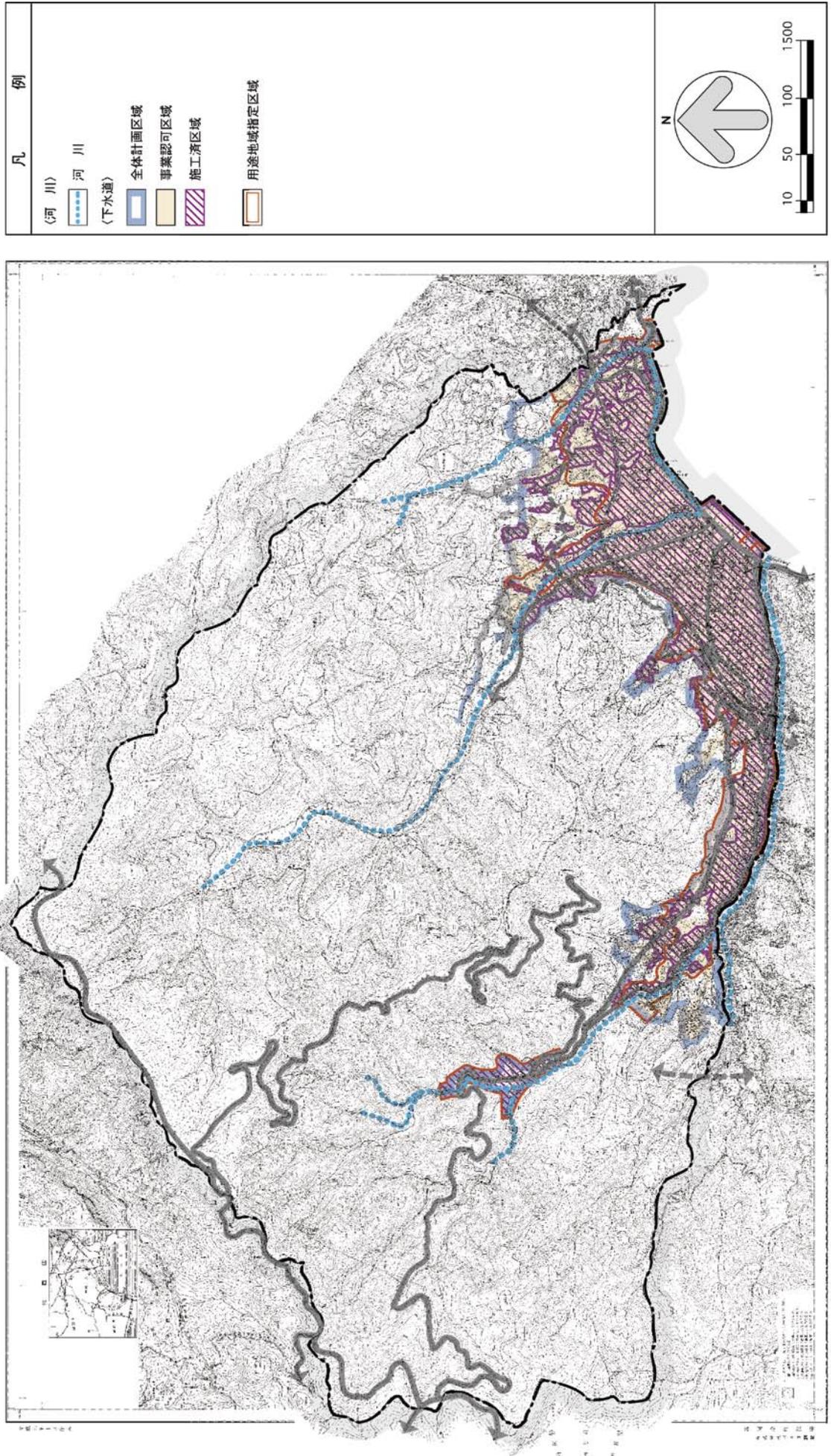
■ 雨水排水施設

- 宅地化の進展に伴い雨水の浸透量が減少し、集中豪雨等による浸水被害が想定されるため、河川事業との連携を図りながら効果的な排水施設の整備を推進します。

④ その他の施設の整備方針

■ ごみ処理施設

- 効率的なごみ処理事業による資源循環型社会の実現のため、ごみ処理の現状と課題を踏まえ、近隣市町との広域連携による「ごみ処理広域化実施計画」を策定し、ごみ処理施設の配置・整備を促進します。



序章 改訂にあたって

第1章 計画策定の
考え方

第2章 湯河原町の現状と
都市づくりの課題

第3章 都市づくりの
基本目標

第4章 分野別の都市
づくりの方針

第5章 地域別のまち
づくりの方針

第6章 都市づくりの
実現に向けて

資料編
1. 策定の経緯
2. 用語集

4 公共公益施設の整備方針

公共公益施設は、教育、文化・学習、集会・コミュニティ、保健・医療、福祉、スポーツ、行政サービスに係る公共公益サービス等を担う施設であり、町民はもとより町に訪れる観光客等のニーズ、あるいはそれらを取り巻く社会環境の変化（少子・高齢化と人口減少社会の到来、地球規模の環境問題、産業構造の高度化・ソフト化、社会の成熟化と生活意識の変化、国際化・情報化の進展、住民と行政のかかわり方の変化等）を踏まえ、施設の整備・機能拡充が求められています。

1 ■ 基本方針

● 町民や社会的なニーズに対応した公共公益施設の整備

高齢化社会の進展による中・高年齢層人口の増加や、今後さらに高度化・多様化が予想される町民・観光客等の公共公益サービスへのニーズに対応するため、既存施設の利用促進に配慮しながら、各種公共公益施設の整備・充実を目指します。

2 ■ 公共公益施設の整備方針

■ 既存施設の利用促進

○既存の教育施設、文化・学習施設、集会・コミュニティ施設、保健・医療施設、福祉施設、スポーツ施設、行政サービス施設等については、公共公益サービスに対する町民や社会的なニーズを踏まえながら、サービス機能の質的向上と複合化・多目的利用化など拡充整備に努めるとともに、安全かつ快適な施設へのアクセスが可能となる交通環境の整備や提供サービスを利用者に的確に伝える情報ネットワークの構築といった利用促進策の導入に努めます。

■ 教育施設

○教育施設については、既存の小・中学校における教育環境の充実に向けた施設の整備・改善、老朽化施設の今後の整備方策の検討、校舎の耐震化事業の推進などに努めます。

■ 文化・学習施設

○文化・学習施設については、既存の図書館、美術館の活用を促進するとともに、今後のさらなる文化水準の向上や、生涯学習社会の進展に対応するため、施設の機能充実に努めます。
○町内各施設に散在している郷土資料を保全・展示するために、新たな施設の設置も含めて収集に努めます。

■ 集会・コミュニティ施設

○集会・コミュニティ施設については、地域福祉の拠点となる地域会館を活用し、町民に身近な交流を支えるふれあいの場として、施設の整備に努めます。

■ 保健・医療施設

- 保健施設については、既存の保健センターや湯河原町ヘルシープラザの活用を促進するとともに、施設の充実に努めます。
- 医療施設については、町民のニーズに対応した医療機関の誘致や周辺地域との連携の強化に努めます。

■ 福祉施設

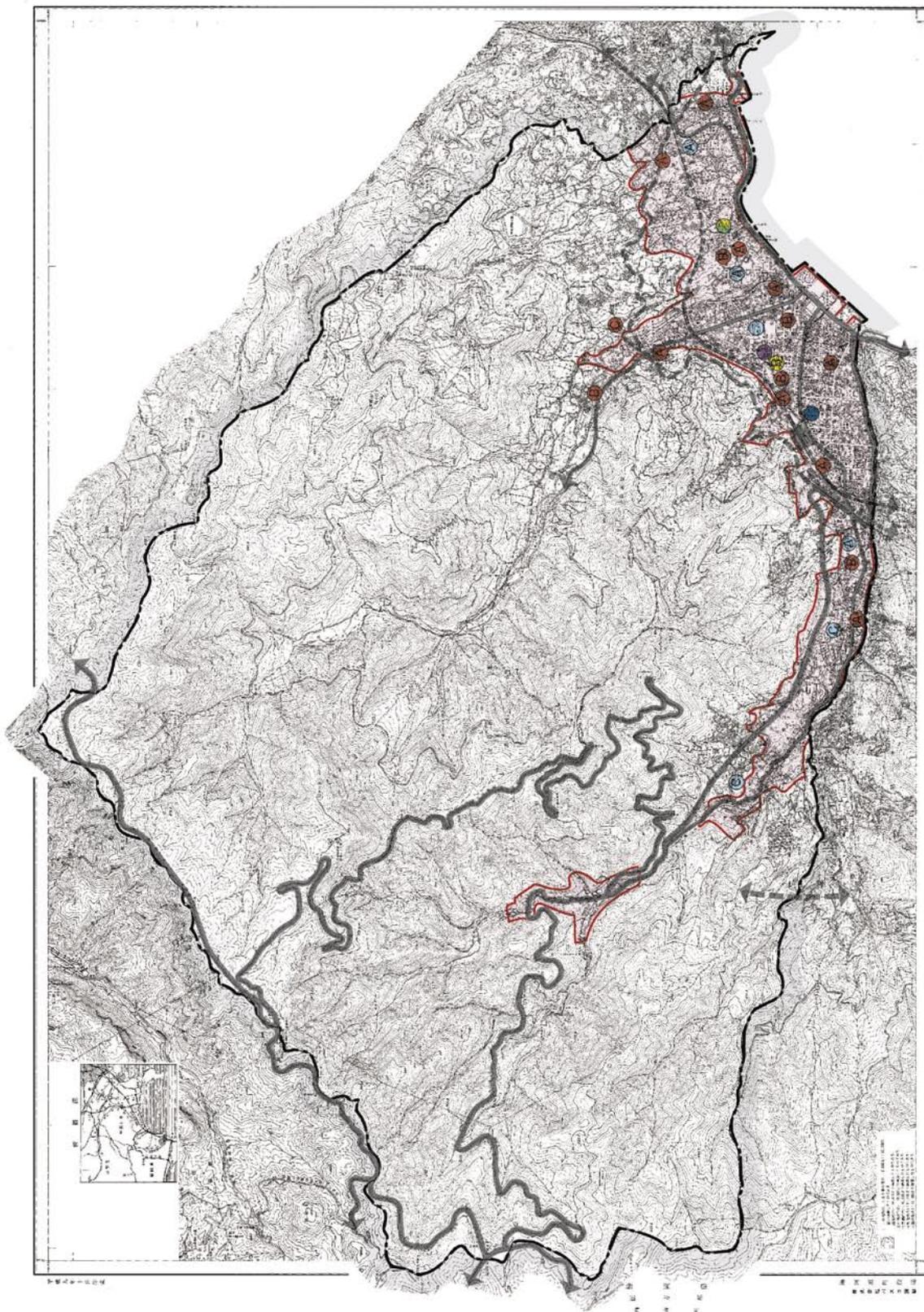
- 福祉施設については、地域福祉やボランティア活動を始め、疾病・介護予防などの複合的な拠点となる地域会館を積極的に活用するとともに、老朽化した施設の改善を検討します。

■ スポーツ施設

- スポーツ施設については、既存の湯河原町ヘルシープラザを活用するとともに、設備の修繕や老朽化に伴う入れ替えに努めます。
- スポーツ・レクリエーションの場として、今後も学校教育施設の開放を継続するとともに、様々な競技種目への対応に配慮した湯河原町総合運動公園や軽スポーツを楽しめる湯河原海浜公園などの都市公園の活用を促進します。

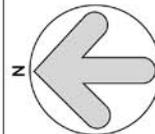
■ 行政サービス施設

- 行政の効率化と町民の利便性を向上させるとともに、大規模地震等災害時の避難場所としての機能を強化するため、役場庁舎、消防庁舎、教育施設など、公共施設の再配置について検討します。



凡 例

- 〈教育施設〉
- A 小学校
- B 中学校
- C 幼稚園
- 〈文化・学習施設〉
- 町立図書館
- 〈集会・コミュニティ施設〉
- 地域会館
- 〈保健・医療施設〉
- A 湯河原町ヘルシープラザ
- B 保健センター
- 〈福祉施設〉
- 地域会館
- 町立保育園
- 在宅介護支援センター
- 〈スポーツ施設〉
- A 湯河原町ヘルシープラザ
- 行政サービス施設
- 湯河原町役場
- 用途地域指定区域



3 ● 市街地・集落地のまちづくりの方針

『町民の定住を支える良好な市街地・集落環境づくり』

本町では、湯河原駅下土地区画整理事業や湯河原中央土地区画整理事業といった面的な市街地整備に取り組み、都市基盤が整った良好な市街地環境の形成に努めてきたところです。

一方、用途地域指定区域においては、依然として生活道路・公園等の生活基盤施設の未整備な地区や用途混在・木造密集市街地等の土地利用の整序化が必要な地区も残存していることも事実です。また、用途地域無指定区域に散在する集落地における生活環境の向上も重要な課題です。

今後は、地区毎の立地条件（拠点地区、幹線道路沿道地区、中心市街地・周辺市街地・集落地）、あるいは基盤整備の状況（基盤整備済地区、基盤未整備地区）等といったそれぞれ異なる特性を踏まえつつ、様々な世代がバランスよく暮らし、交流できる場づくりを基本に、町民誰もが安心して住み続けることができるまちづくりが必要となっています。

1 市街地のまちづくりの方針

1 ■ 基本方針

● 地区毎の特性を踏まえた計画的な市街地整備の推進

《中枢的都市機能が集積立地する拠点地区のまちづくり》

本町の自立性や独自性の向上、様々な活動・交流の活性化に資する都市機能の受け皿を確保するため、将来都市空間構造において拠点として位置づけられる広域商業拠点、都市中心拠点、観光拠点、海洋交流拠点のまちづくりの推進を目指します。

《交通条件を活かした幹線道路沿道地区のまちづくり》

町民の生活文化活動を支える商業・サービス業務機能や観光業を支える諸機能の集積立地を図るため、広域圏あるいは都市内の主要な交通軸として位置づけられる幹線道路沿道地区のまちづくりの推進を目指します。

《温泉街を背にした中心市街地のまちづくり》

町民の日常的な生活活動（都市型居住機能、郊外型居住機能）と本町の主要な産業活動（観光機能、商業・業務機能等）が営まれる活力ある市街地環境を形成するため、温泉街を背に湯河原駅を中心として形成される市街地のまちづくりの推進を目指します。

《優れた自然環境を身近に享受できる周辺市街地のまちづくり》

用途地域指定区域内において、農地や樹林地が適正に保全された緑豊かな環境の中で様々な生活活動（郊外型居住機能、週末居住機能等）が営まれるゆとりとうるおいのある市街地環境を形成するため、中心市街地と緑豊かな集落地（用途地域無指定区域）にそれぞれ隣接する周辺市街地のまちづくりの推進を目指します。

■ 2 ■ 市街地のまちづくりの方針

① 拠点地区のまちづくりの方針

■ 広域商業拠点

<p>3・5・1 国道 135 号沿道地区</p>	<p>・3・5・1国道135号沿道地区においては、自動車サービス型の商業施設や娯楽施設等の集積化を促進しながら、広域的な交通流動特性を十分に活かした新たな商業拠点づくりを推進します。 【重点事業3●湯河原海岸海洋環境ゾーン形成事業】</p>
-------------------------------	--

■ 都市中心拠点

<p>湯河原駅周辺地区</p>	<p>・湯河原駅周辺地区においては、公共交通による本町への玄関口としての立地条件を活かし、駅周辺に残存する低・未利用地の活用を促進しながら、広域圏をも対象とした商業・サービス業務施設や観光支援サービス施設、町民の生活文化活動を支える文化・コミュニティ・福祉施設（複合施設）など、高次の中核機能を導入・育成し、魅力的で活力のある都市中心拠点づくりを推進します。 【重点事業1●湯河原駅周辺都市中心拠点形成事業】</p>
-----------------	--

■ 観光拠点

<p>温泉場地区</p>	<p>・温泉場地区においては、ホテル・旅館や物産品販売店舗、飲食店等の集積化を促進しながら、これまで培ってきた歴史的・文化的環境を活かした特色ある街並み景観の形成（“湯けむりのまち”温泉場のイメージアップ等）を誘導するなど、既存の温泉街を活用したまちづくりを推進します。 【重点事業2●温泉場地区周辺景観まちづくり事業】</p>
<p>奥湯河原地区</p>	<p>・奥湯河原地区においては、保養・宿泊施設や物産品販売店舗、飲食店等の観光機能を中心に集積化を促進しながら、周辺の自然的環境と調和した特色ある街並み景観の形成（地区を取り囲む緑地、水辺など良好な自然環境の保全等）を誘導するなど、“湯のまち湯河原”を継承する温泉情緒あふれるまちづくりに努めます。</p>
<p>町道オレンジライン沿道地区</p>	<p>・町道オレンジライン沿道地区においては、道路交通上の機能を十分活かし、保養・宿泊施設や物産品販売店舗等の集積化を促進しながら、本町の新たな観光拠点“まちとの出会いの場”づくりに努めます。</p>

■ 海洋交流拠点

<p>福浦漁港周辺地区</p>	<p>・福浦漁港周辺地区においては、漁業、海業を支える諸施設の集積化を促進しながら、海洋への玄関口である立地特性を活かした活力ある海洋交流拠点づくりを推進します。 【重点事業3●湯河原海岸海洋環境ゾーン形成事業】</p>
-----------------	--

② 幹線道路沿道地区のまちづくりの方針

<p>国道 135 号沿道地区</p>	<p>・ 国道 135 号 (3・5・1 国道 135 号～国道 135 号(真鶴道路並行区間)) 沿道地区においては、広域商業やサービス業務施設の集積立地を促進する沿道サービス地の形成を図ります。 【重点事業3●湯河原海岸海洋環境ゾーン形成事業】</p>
<p>3・6・1 湯河原箱根仙石原線 及びその延伸部(用途 地域内)沿道地区</p>	<p>・ 3・6・1 湯河原箱根仙石原線とその延伸部(用途地域内)沿道地区においては、商業・観光施設の集積立地を促進するとともに、町の顔、あるいは温泉街の玄関口としてふさわしい街並み景観を有した沿道サービス地の形成を図ります。 【重点事業1●湯河原駅周辺都市中心拠点形成事業】 【重点事業2●温泉場地区周辺景観まちづくり事業】</p>
<p>3・4・1 中央通り線沿道地区</p>	<p>・ 3・4・1 中央通り線沿道地区においては、町民の日常的な生活・文化活動を支える商業施設やサービス業務施設等の集積立地を促進する沿道サービス地の形成を図ります。</p>

③ 中心市街地のまちづくりの方針

■ 複合市街地

- JR 東海道本線以南の土地区画整理事業区域を中心とした区域においては、商業・業務施設の集積促進と集合住宅等の都市型住宅の立地を適正に誘導し、それらが秩序をもって共存する複合市街地の形成を図ります。
- 県道 75 号(湯河原箱根仙石原)以北及び町道オレンジライン以南にあたる道中、入谷、道上周辺においては、集合住宅や旅館・ペンション等の立地を適正に誘導し、住宅と保養・宿泊施設とが調和して共存する複合市街地の形成を図ります。

■ 住宅市街地

- 宮上駅下地域東部の 3・6・1 湯河原箱根仙石原線の後背地(湯河原駅周辺を除く)においては、低層の戸建住宅や集合住宅等の立地を促進し、良好な住環境を有する住宅市街地の形成を図ります。
- JR 東海道本線以北の沿線部においては、生活基盤施設の充実に努め、低層戸建住宅等の立地誘導や、農地、樹林地等を適正に保全しながら、緑豊かな環境と調和した低密度な住宅地の形成を図ります。
- 土地区画整理事業区域においては、低層の戸建住宅や集合住宅等の立地を促進し、良好な住環境を有する住宅市街地の形成を図ります。

④ 周辺市街地のまちづくりの方針

- 土地区画整理事業区域を除く吉浜福浦地域のほぼ全域においては、生活基盤施設の充実に努めながら、農地や樹林地等の緑豊かな環境や相模灘の海辺環境と調和した、低密度な住宅地の形成を図ります。

2 集落地のまちづくりの方針

1 ■ 基本方針

● 都市と自然との調和に配慮した集落環境の質的向上

《自然環境と調和したうるおいのある集落地のまちづくり》

用途地域無指定区域内において、農地や樹林地が適正に保全された緑豊かな環境の中で様々な生活活動（郊外型居住機能、週末居住機能等）や地域振興に資する諸活動（産業機能、レクリエーション機能等）が営まれるゆとりとうるおいのある集落環境を形成するため、市街地（用途地域指定区域）に隣接する集落地のまちづくりの推進を目指します。

《計画的に開発された既存住宅団地のまちづくり》

集落地内において、計画的に開発された既存住宅団地の保全・育成に配慮したまちづくりの推進を目指します。

2 ■ 集落地のまちづくりの方針

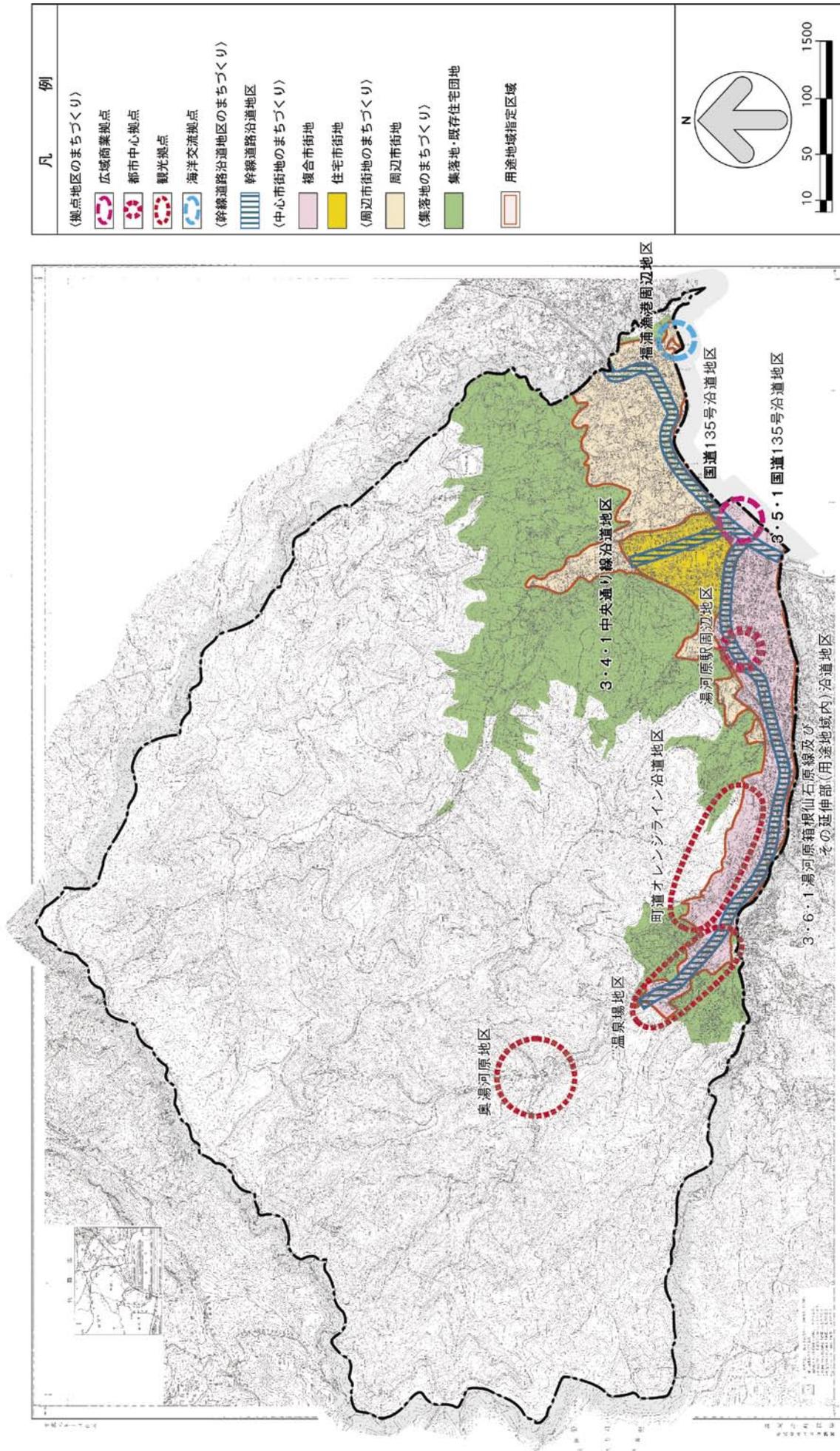
① 集落地のまちづくりの方針

○用途地域無指定区域に広がる集落地においては、農業振興地域や農用地区域等の法規制を維持しながら、生活基盤施設や農業基盤施設の整備に努めるとともに、農地や屋敷林・樹林地等を適正に保全し、緑豊かな環境の中で、ゆとりある居住環境を有した住宅や地域振興に資する産業施設・レクリエーション施設等が立地する集落環境の維持・育成を図ります。

【重点事業 4 ● 吉浜丘陵緑住環境ゾーン形成事業】

② 既存住宅団地のまちづくりの方針

○計画的な開発が行われた既存住宅団地においては、生活基盤施設の質的向上に努めるとともに、敷地の細分化の防止や宅地内緑地の保全などを誘導し、今後とも良好な住環境の維持・育成を図ります。



凡 例

〈拠点地区のまちづくり〉



広域商業拠点



都市中心拠点



観光拠点



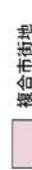
海洋交流拠点

〈幹線道路沿道地区のまちづくり〉

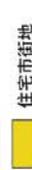


幹線道路沿道地区

〈中心市街地のまちづくり〉



複合市街地



住宅街地

〈周辺市街地のまちづくり〉



周辺市街地

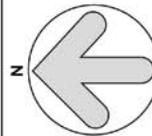
〈集落地・既存住宅団地〉



集落地・既存住宅団地



用途地域指定区域



4 ● 人と自然にやさしいまちづくりの方針

『うるおい・美しさ・安全と安心を享受できる都市環境の創出』

本町の都市づくりは、土地利用の規制・誘導をはじめ、都市施設等の整備や市街地・集落地のまちづくりにより、町民の生活・文化活動や産業活動等が円滑かつ機能的に営むことができる場・環境づくりを基本としています。

こうした場・環境は、そこで活動する町民や町を訪れる観光客、さらには町固有の豊かな自然環境に対してやさしいものでなければなりません。

そのため、かけがえのない自然の保全と共生、美しい景観の保持と創出、安全で安心して暮らすことができる生活環境の形成といった人と自然にやさしいまちづくりに取り組むことが何よりも重要であり、新たなまちづくりのテーマとして求められています。

1 環境共生の方針

今日、環境問題は、産業・経済等高次の都市活動だけでなく、町民の日常生活の中でも顕在化しており、身近な生活環境から地域環境へ、さらには地球規模における環境悪化へと結びついています。

このため、環境の恵みを将来世代に継承していくためにも、地球環境の保全を視野に入れた持続可能な都市づくりに積極的に取り組んでいくことが求められています。

1 ■ 基本方針

● 都市と自然が調和したうるおいのある共生環境づくり

《自然との共生環境づくり》

自然性豊かな本町の環境を今後とも維持・継承していくため、自然環境の保全・再生とそれらとのふれあいの場づくり・交流ネットワークの形成など、自然との共生環境づくりを目指します。

《歴史・文化との共生環境づくり》

都市環境を文化的・学術的に、また、空間的にも質を高めていくため、歴史的環境の保全・再生とそれらとのふれあいの場づくり・交流ネットワークの形成など、歴史・文化との共生環境づくりを目指します。

《資源循環型の都市システムの構築》

環境への負荷の少ない効率的な都市活動を実現するため、省エネルギーの啓発、クリーンエネルギーの活用、リサイクルの促進など、資源循環型の都市システムの構築を目指します。

《環境にやさしい効率的な交通体系の実現》

モータリゼーションの進展に伴うエネルギー資源の需要増大や騒音、振動、排気ガス等都市型公害の発生に対応するため、省エネルギー型の自動車社会の形成、環境に配慮した交通基盤・手段の整備・改善など、環境にやさしい効率的な交通体系の実現を目指します。

■ 2 ■ 環境共生の方針

① 自然との共生環境づくり

■ 自然環境の保全・再生

- 大幅な土地形状の変更の抑制、気候緩和のための計画的な緑地の配置、地域の風の流れに配慮した土地利用及び建物配置など、地形、地質、風、日照等を考慮し、自然と調和した土地利用を図ります。
- 町民生活に身近な農地、屋敷林・樹林地、水辺等を適正に保全するとともに、道路や公園、公共施設などの緑化はもとより、民有敷地内の緑化・敷地外周部の生垣化等を促進するなど、緑豊かな都市空間の形成を図ります。
- 水と緑のネットワークの整備等を行いながら、生態系に配慮した多様かつ貴重な動植物種が生育生息できる保全対策を講じるとともに、本町の特性にあった植物・動物生息空間の確保を図ります。

■ 自然とのふれあいの場づくりと交流ネットワークの形成

- 町民や町を訪れる観光客等にゆとりとうるおいを与える身近な自然とのふれあいの場を提供するため、山地・丘陵の緑を活かした公園・緑地等（総合運動公園、幕山公園、万葉公園、さつきの郷、梅の郷、桜の郷、もみじの郷等）や海岸・河川の水辺を活かした公園・緑地等（海浜公園、河川沿岸の散策道等）の整備に努めるとともに、その積極的な活用を促進します。
- こうした自然とのふれあいの場を広域レベル、あるいは都市・地域レベルで楽しめるよう、PR 情報等の受発信を担う交流基盤のネットワーク化に努めます。

② 歴史・文化との共生環境づくり

■ 歴史的・文化的環境の保全・再生

- 本町固有の小道地蔵寺屋敷、土肥^{すげやま}椚山の巖窟、山神の樹叢、明神の楠、城願寺のビャクシン、自鑑^{じがんすい}水などの歴史的建造物や湯のまちとして歴史を感じさせる温泉場地区、奥湯河原地区の街並みについては、今後ともその保全を促進するとともに、後世にその価値を的確に継承するよう再生・修復を図ります。

【重点事業 2 ● 温泉場地区周辺景観まちづくり事業】

■ 歴史・文化とのふれあいの場づくりと交流ネットワークの形成

- 歴史的な建造物や街並みについては、町民や観光客が価値のある歴史・文化とふれあえる交流の場としての環境整備を図るとともに、周辺部についても、その質の向上に配慮しながら、誰もが楽しめる魅力ある街並みづくりや回遊性を創出する散策道・サイン等の整備に努めます。
- こうした歴史・文化とのふれあいの場を広域レベル、あるいは都市・地域レベルで楽しめるよう、PR 情報等の受発信を担う交流基盤のネットワーク化に努めます。

【重点事業 2 ● 温泉場地区周辺景観まちづくり事業】

③ 資源循環型の都市システムの構築

■ 省エネルギーの啓発

- 冷暖房温度の適切な設定をはじめ、省電力・省エネルギーの推進 PR に努め、温室効果ガス排出抑制の目標達成を図ります。

■ クリーンエネルギーの活用

- 美しい地球環境を守るため、町民、事業者、行政が協力して、太陽光など、クリーンエネルギーの効率的な利用について研究し、導入を図ります。

■ リサイクルの促進

- 生ごみ処理機設置費の助成、資源回収実施団体の奨励、自動販売機設置の届出及び回収容器の設置などに努め、リサイクルを促進します。
- ごみの分別収集を徹底するため、指導員の配置、指定ごみ袋使用の PR、ごみ集積箱設置費の助成、ごみ集積場所の見直しと計画的な配置などに努め、住民一人ひとりの意識の啓発や生活の中での分別収集の実践を促進します。

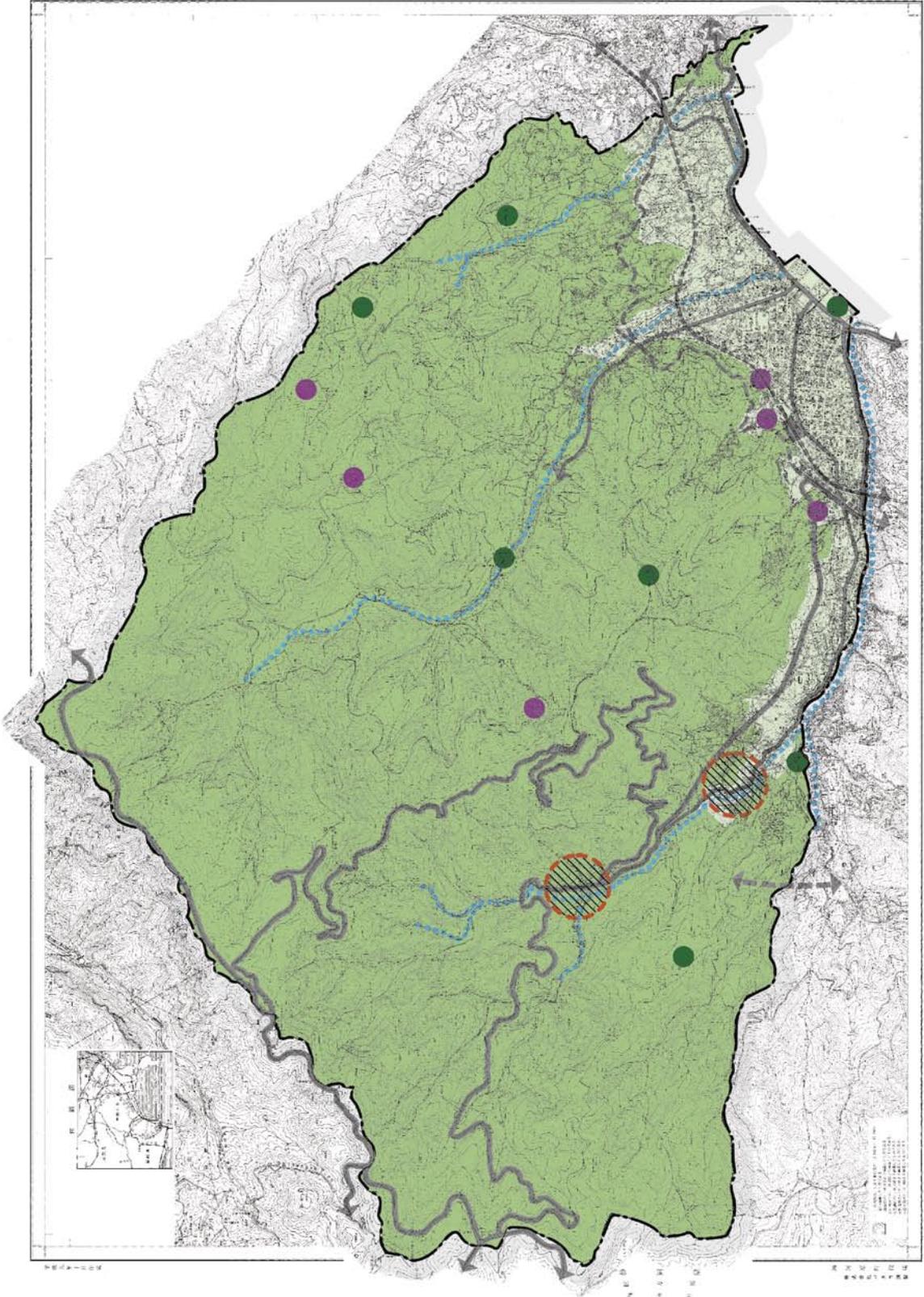
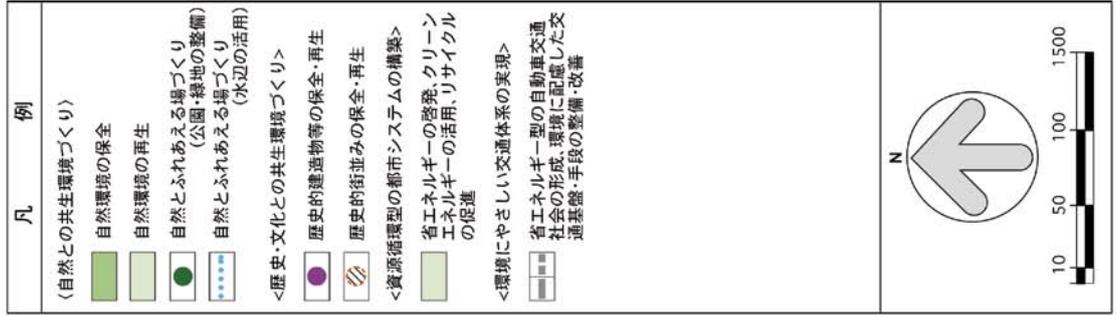
④ 環境にやさしい効率的な交通体系の実現

■ 省エネルギー型の自動車社会の形成

- 段階的・機能的な道路網の形成、バイパス等の整備、交差点の改良、駐車場の確保など、道路交通体系の着実な整備に努め、円滑な走行性が確保された省エネルギー型の自動車社会の形成を図ります。

■ 環境に配慮した交通基盤・手段の整備・改善

- 公共輸送機関の利便性を高めるとともに、乗り継ぎ・乗り換えのための駐車場・駐輪場や歩行者・自転車用道路といった基盤を整備し、公共交通の利用を促進することにより、自家用車依存型の交通システムの改善に努めます。
- 騒音低減や透水性に配慮した道路舗装や植栽・緩衝緑地帯の整備、環境に配慮した工法及び道路構造の採用、排気ガス対策等により環境負荷の低減化に努めます。
- アイドリングストップの啓発・普及や低公害車の導入促進に努めます。



序章 改訂にあたって

第1章 計画策定の考え方

第2章 湯河原町の現状と都市づくりの課題

第3章 都市づくりの基本目標

第4章 分野別の都市づくりの方針

第5章 地域別のまちづくりの方針

第6章 都市づくりの実現に向けて

資料編 1. 策定の経緯
2. 用語集

2 景観まちづくりの方針

本町においては、先人たちがたゆまぬ努力を注ぎ、築いてきた豊かな自然環境と景観を享受してきました。

この財産をさらに美しく、快適なまちとして育むため、これまで「湯河原町都市景観形成基本計画」の策定、景観法に基づく「景観行政団体」としての手続きの完了、「湯河原町景観計画」の策定及び「湯河原町景観条例」の制定に取り組んできました。

今後は、良好な景観の形成に関する方針や景観の骨格などを踏まえ、各地区の特性に応じた具体的な規制・誘導が求められています。

1 ■ 基本方針

● 自然と歴史・文化を活かした美しい景観まちづくり

《町を特徴づける骨格的な景観都市構造の形成》

「湯河原町景観計画」で定める景観づくりのコンセプト“自然と文化がいきづき、心やすらぐゆがわら”を戦略的に実現するため、町を特徴づける独自の自然と歴史・文化を活かしながら、“景観の広がりや個性ある拠点、繋がる軸”からなる骨格的な景観都市構造の形成を目指します。

《地区特性を活かした個性的で特色ある都市景観の形成》

本町が有する様々な景観資源のまとまりを今後とも維持・継承し、さらにはその質を高めていくために、土地利用・地形等に基づき区分された地区毎の景観特性に配慮しながら、個性的で特色ある都市景観の形成を目指します。

■ 2 ■ 景観まちづくりの方針

① 町を特徴づける骨格的な景観都市構造の形成

■ 広がりによる景観づくり

<p>○本町は、海、山、川という大きな地形特性を有し、湯河原駅を中心とする駅下、古くからの温泉場、山に囲まれた奥湯河原、丘陵地の緑と湯河原の海岸を有する吉浜・川堀・福浦など、個性ある地域を形成しています。</p> <p>○これらの性質を活かした景観づくりを展開する広がりとして“市街地”、“緑住エリア”、“自然環境保全エリア”を設定し、景観づくりの基本方向を定めます。</p>	
市街地 (奥湯河原地区を含む)	<p>・暮らしや産業など、町の基本的な活動を支えるため、安全・安心・快適で活力ある景観形成を図るエリア</p> <p>【重点事業1●湯河原駅周辺都市中心拠点形成事業】 【重点事業2●温泉場区周辺景観まちづくり事業】 【重点事業3●湯河原海岸海洋環境ゾーン形成事業】 【重点事業5●「建築物の高度利用のあり方」検討事業】</p>
緑住エリア	<p>・市街地の外縁に広がる良好な自然環境とそこに展開する暮らしの場が共生した景観形成を図るエリア</p> <p>【重点事業4●吉浜丘陵緑住環境形成事業】 【重点事業5●「建築物の高度利用のあり方」検討事業】</p>
自然環境保全エリア	<p>・町の特徴である奥行きが深い、良好な自然景観を保全し、これと調和した観光などの景観形成を図るエリア</p> <p>【重点事業5●「建築物の高度利用のあり方」検討事業】</p>

■ 個性ある拠点の景観づくり

<p>○町の歴史・文化を有する場所、地域の核となる機能を持つ場所、暮らしの中で目印となる場所など、景観づくりのよりどころとなる場所を“拠点となる景観”として、個性を活かした景観形成を図ります。</p>	
湯河原駅拠点	<p>・本町の玄関として、特色ある自然・歴史・文化を表すとともに、出会いの場として賑わいを演出する景観形成を図る拠点（海・山への眺望確保や中高層建築物の景観的向上のルールづくり）</p> <p>【重点事業1●湯河原駅周辺都市中心拠点形成事業】</p>
門川海岸拠点	<p>・海辺の複合的な機能（商・遊・住など）を持つ拠点として、海への開放感や水をテーマとした活力ある景観形成を図る拠点</p> <p>【重点事業3●湯河原海岸海洋環境ゾーン形成事業】</p>
福浦漁港拠点	<p>・歴史ある漁港・漁村の資源を活かし、観光などの展開を考慮した海辺の景観形成を図る拠点</p> <p>【重点事業3●湯河原海岸海洋環境ゾーン形成事業】</p>
さつきの郷	<p>・豊かな自然環境に囲まれ、町や海、山並みを望む眺望景観とさつきの花をテーマとした景観形成を図る拠点</p>
梅の郷・桜の郷（幕山公園）	<p>・町の人々や訪れる人々が豊かな自然環境の中、梅や桜の花をテーマとした景観形成を図る拠点</p>
あじさいの郷（城山城址）	<p>・史跡である城山城址と豊かな自然環境を保全し、これと調和した観光・レクリエーション機能を展開し、あじさいの花をテーマとした景観形成を図る拠点</p>
もみじの郷	<p>・訪れる人々が山間の豊かな自然環境を散策しながら楽しめる、もみじをテーマとした景観形成を図る拠点</p>
総合運動公園（ゆめ公園）	<p>・町民や訪れる人々の総合的なレクリエーション活動の場として、高台にある立地特性を活かし、豊かな自然環境と調和し、眺望景観など憩いの場の景観形成を図る拠点</p>

万葉公園	・温泉街を訪れる人々が町の歴史・文化や豊かな丘陵の自然、水と緑に触れて、憩い楽しむような景観形成を図る拠点
------	---

■ 繋げる軸としての景観づくり

○軸上に連なる性質や機能を持つ道や川、海辺などは、景観の広がりや背骨となるよう支え、拠点となる景観を繋げるにより、回遊性や連携などの相乗的な効果を生み出すような配置を図ります。	
城山～湯河原駅 ～門川景観軸	・本町を代表する自然・歴史・文化などを表す土肥城址・あじさいの郷、町の顔、新しい拠点を繋げる景観軸
市街地外縁斜面緑地軸	・生活の場をやさしく包み込む緑、視線を受け止める緑、背景となる緑として市街地を縁取るような良好な環境が連続する景観軸
湯河原海岸軸	・連続する砂浜と岩場の保全とこれに調和した観光利用（海水浴場など）、古くからの漁港、新しい海岸拠点などを結ぶ景観軸 【重点事業3●湯河原海岸海洋環境ゾーン形成事業】
千歳川・新崎川軸	・自然環境や親水性など、良好な水辺環境を活かし、中心市街地と温泉場や鍛冶屋などの地区を繋げる景観軸
幹線道路軸	・国道135号、県道75号（湯河原箱根仙石原）など、周辺地域から湯河原に至る玄関として、町の骨格となる道路として各地区の個性を活かし、これを繋げる景観軸 【重点事業1●湯河原駅周辺都市中心拠点形成事業】 【重点事業2●温泉場区周辺景観まちづくり事業】 【重点事業3●湯河原海岸海洋環境ゾーン形成事業】
鉄道（JR 東海道本線）	・本町へ至る主要な交通としての鉄道から、連続して展開される緑、海、山並み、まち並みなどの景観軸

② 地区特性を活かした個性的で特色ある都市景観の形成

○地区毎の景観特性に配慮しながら、個性的で特色ある都市景観を形成していくため、次に示す地区区分に基づき、景観づくりのテーマ、地区別景観方針を定め、必要な施策の実施に取り組みます。	
奥湯河原地区	（景観づくりのテーマ）～湯河原の奥座敷としての景観～ （景観方針） ・地区を取り囲む緑地、水辺など良好な自然景観の保全 ・地形を活かし憩いと安らぎを感じる景観形成 ・自然環境と調和したデザイン・色彩、配置、素材 ・取り囲まれた山並みになじむ建築物の高さ
温泉場地区	（景観づくりのテーマ）～「なつかしい湯河原」の景観～ （景観方針） ・「湯けむりのまち」温泉場のイメージアップ ・歩ける散策路や施設の景観づくり ・建築物などの自然と調和したまち並み景観づくり ・四季彩の町としてもみじの郷や万葉公園など、歴史・文化、観光の拠点 ・周囲の山並みとまち並みが調和した建築物の階数 【重点事業2●温泉場区周辺景観まちづくり事業】
町道オレンジライン 沿道地区	（景観づくりのテーマ）～緑に囲まれた斜面地の景観～ （景観方針） ・良好な斜面緑地の保全 ・斜面の地形と沿道環境を活かした景観形成 ・斜面地と沿道環境に調和したデザイン・色彩、配置、素材 ・斜面の地形に沿った建築物の高さ

<p>宮上商業地区</p>	<p>(景観づくりのテーマ) ～観光と生活が調和した景観～ (景観方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の背景として斜面緑地の保全 ・温泉場と連携した観光と生活が調和した複合的なまち並みづくり ・観光・商業機能と合ったデザイン・色彩、配置、素材 ・温泉場地区と連携した建築物の階数
<p>宮上・宮下居住地区</p>	<p>(景観づくりのテーマ) ～快適な都市型の居住地の景観～ (景観方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の背景としての斜面緑地と五所神社などの保全 ・都市の快適な生活の場としてのまち並みづくり ・湯河原小学校など公共施設、住宅などのデザイン・色彩、配置、素材 ・都市型居住地としてふさわしい建築物の高さ
<p>城堀地区</p>	<p>(景観づくりのテーマ) ～斜面の緑と調和した景観～ (景観方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な斜面緑地の保全 ・斜面の地形を活かした景観形成 ・斜面緑地と調和したデザイン・色彩、配置、素材 ・城願寺などに暮らしに身近で歴史・文化を継承する視点場の保全と整備 ・斜面の地形に沿った建築物の高さ
<p>駅下地区</p>	<p>(景観づくりのテーマ) ～町の玄関・中心の顔づくり～ (景観方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山に連なり、湯河原駅の背景となる斜面緑地の保全 ・町の玄関・中心となる湯河原の自然・歴史・文化を表す象徴的なまち並みづくり ・交通・公共施設、商業施設などのデザイン・色彩、配置、素材 ・城願寺や産土八幡神社など暮らしに身近で歴史・文化を継承する視点場の保全と整備 ・中心地区としてふさわしい建築物の高さ <p style="text-align: right;">【重点事業1●湯河原駅周辺都市中心拠点形成事業】</p>
<p>門川海岸拠点地区</p>	<p>(景観づくりのテーマ) ～新しい海辺の顔づくり～ (景観方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な海辺環境の再生と活用 ・海辺へ開かれ、市街地や湯河原海岸と連続し、新たな機能転換に対応したまち並みづくり ・観光・商業機能と海辺が調和したデザイン・色彩、配置、素材 ・市街地からの景観に配慮し、海辺と調和した建築物の高さ <p style="text-align: right;">【重点事業3●湯河原海岸海洋環境ゾーン形成事業】</p>
<p>中央・鍛冶屋地区</p>	<p>(景観づくりのテーマ) ～複合的な都市型居住の景観～ (景観方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区を囲む斜面緑地と新崎川河岸の保全 ・商業・業務機能と生活が調和した複合的なまち並みづくり ・町役場や湯河原中学校などの公共施設、都市型の住宅などのデザイン・色彩、配置、素材 ・五郎神社など暮らしに身近で歴史・文化を継承する視点場の保全と整備 ・複合市街地としてふさわしい建築物の高さ
<p>吉浜・川堀・福浦地区</p>	<p>(景観づくりのテーマ) ～丘陵と海辺が調和した居住景観～ (景観方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面緑地など丘陵の緑、湯河原海岸の連続する砂浜など自然環境の保全 ・自然環境と調和したゆとりある生活を形作るまち並みづくり ・吉浜・東台福浦小学校などの公共施設、緑住型の住宅などのデザイン・色彩、配置、素材 ・吉浜稲荷神社や素鷲神社など暮らしに身近で歴史・文化を継承する視点場の保全と整備 ・丘陵地や海辺の地形と調和した建築物の高さ

序章
改訂にあたって

第1章
計画策定の
考え方

第2章
湯河原町の現状と
都市づくりの課題

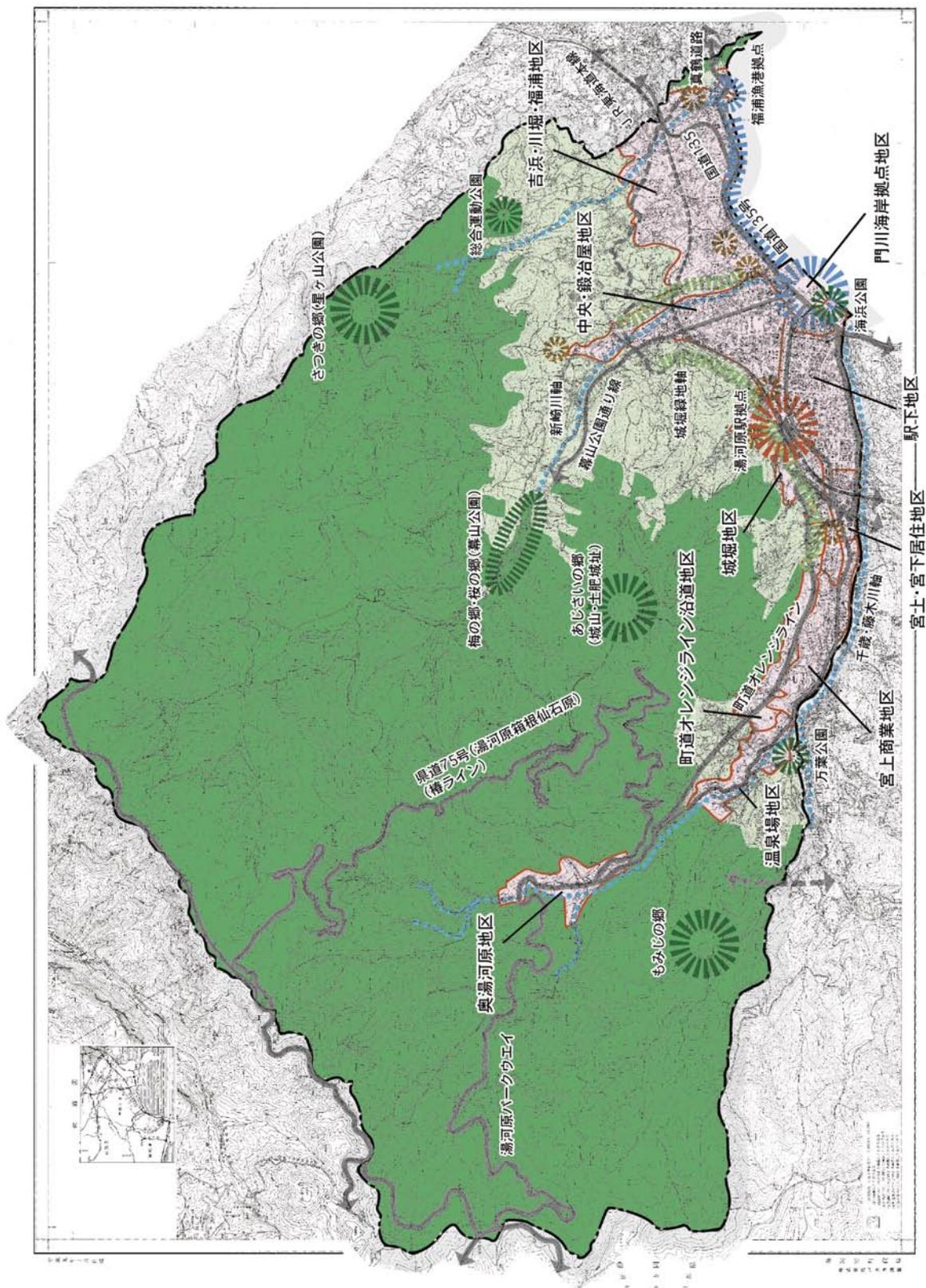
第3章
都市づくりの
基本目標

第4章
分野別の都市
づくりの方針

第5章
地域別のまち
づくりの方針

第6章
都市づくりの
実現に向けて

資料編
1. 策定の経緯
2. 用語集



凡	例
(町を特徴づける骨格的な景観都市構造の形成)	市街地(奥湯河原地区を含む)
緑住エリア	自然環境保全エリア
まちな顔	海の拠点
緑の拠点	暮らしの拠点
水の軸	緑の軸
道の軸	地区別景観形成区域
(地区特性を活かした個性的で特色ある都市景観の形成)	

3 防災まちづくりの方針

町民が安全に暮らせる都市づくりは、まちづくりの基本となります。

本町においては、先の阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえつつ、「湯河原町地域防災計画」に基づき災害に強いまちづくりに努めてきたところです。

今後は、これまでの取り組みに配慮しながら、本町の防災まちづくりの基本をなす骨格的な防災都市構造を確立するとともに、市街地における防災対策や自然災害の防止対策を推進することが求められています。

1 ■ 基本方針

● 安全な暮らしを保障する防災まちづくり

《骨格的な防災都市構造の確立》

災害から町民の安全性を確保するため、住民や地域の参加のもと、きめ細かな防災活動を可能とする適切な圏域（防災活動圏）を形成するとともに、防災活動の拠点となる場や避難路・避難場所等の整備を図るなど、骨格的な防災都市構造の確立を目指します。

《市街地における防災対策の推進》

市街地における災害時の被害を最小限に抑制していくために、市街地の防災性能を強化するとともに、町有施設の耐震化・不燃化やライフライン施設の整備を図るなど、市街地における防災対策の推進を目指します。

《自然災害の防止対策の推進》

市街地等に対する自然災害の被害を可能な限り抑制するため、災害発生が予想される河川、海浜、急傾斜地における自然災害の防止対策の推進を目指します。

■ 2 ■ 防災まちづくりの方針

① 骨格的な防災都市構造の確立

■ 防災活動圏の形成

○身近なコミュニティ活動を展開する近隣レベル（各集落地、自治会程度の圏域）、地域レベル（小学校区や中学校区程度の圏域）、都市レベル（行政区域全域）といった生活・都市活動の広がりに応じた安全性の確保に資する防災活動圏の段階的な形成を図ります。

■ 防災拠点の整備

- 段階的な防災活動圏に即した防災活動の充実・強化を図るため、圏域毎に防災拠点の整備に努めます。
- 近隣レベルの防災拠点（近隣防災拠点）は、高齢者や障がい者等の災害弱者もスムーズに避難できるよう、身近なコミュニティ施設の場ともなっている公園・集会所等の活用に努めます。
- 地域レベルの防災拠点（地域防災拠点）は、小学校や中学校を中心に集会施設、公園・広場等を一体として形成し、避難場所としての機能とともに、自主防災組織の活動を支援する食料、飲料水、防災資機材等の備蓄機能の整備に努めます。
- 都市レベルの防災拠点（災害対策拠点）は、都市全体の防災活動の拠点として町役場に位置づけ、災害時に防災関係機関と連携・調整する機能を有する場として、庁舎の耐震化並びに自家発電装置の整備や大規模な地震などの災害に素早く対応できる体制の確立に努めます。

防災活動圏の形成と防災拠点の整備

	近隣レベル	地域レベル	都市レベル
圏域の性格	・住民が主体となって、最低限の自立生活を営む圏域	・地域単位で自主防災活動を支援する圏域	・行政が主体となり、都市全体の防災活動を展開する圏域
対応する圏域	・各自治会、集落等程度の圏域	・小学校区や中学校区程度の圏域	・行政区域全域
防災拠点	・近隣防災拠点（公園・集会所等）	・地域防災拠点（小・中学校）	・災害対策拠点（町役場）
特徴	・身近な公園・集会所等を拠点として、自主防災拠点を中心とした活動を展開するエリア	・地域防災拠点を拠点として、自主防災組織の活動を支援していくエリア	・町役場を位置づけ、行政が主体となり、災害対策の指示、情報の収集・伝達を行う

■ 避難路の整備

- 災害時における安全な避難路として幹線道路及び主要な生活道路等を位置づけ、その拡幅整備や沿道建築物の不燃化の促進、消防水利施設の適正配置及び避難場所の案内板や標識等の設置に努めます。
- 避難路の沿道においては、歩行者空間の安全性の向上を図るため、道路占用物や広告物等の転倒・落下物対策を促進します。

■ 避難場所等の整備

- 避難場所等については、市街地の特性や基盤施設の整備状況を踏まえながら、種別と役割（広域避難場所、緊急避難場所、避難収容施設）に応じて、その適正な配置に努めます。
- 広域避難場所は、火災が延焼拡大したときに、その輻射熱や煙から生命・身体を守るために避難する場所であることから、今後も延焼危険度の高い地域を中心に整備に努めます。
- 緊急避難場所は、災害により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた町民又は被害を受ける恐れがある町民を一時的に避難させる場所であり、今後も地域の状況を勘案して整備に努めます。
- 避難収容施設は、緊急避難場所と同様に、災害により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた町民又は被害を受ける恐れがある町民を避難収容する場所であり、風水害時のように災害箇所が限られている地域において使用する場合や、また、地震等の大規模災害時には高齢者や障がい者を優先的に収容するものであり、今後も地域の状況を勘案して整備に努めます。

② 市街地における防災対策の推進

■ 市街地の防災性能の向上

- 準防火地域に指定されている温泉場地区周辺、湯河原駅周辺、福浦漁港周辺においては、建築物の不燃化を重点的に促進します。
- 木造建築物密集地区あるいは将来密集化が見込まれる地区においては、準防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進するとともに、オープンスペースの適正な確保に努めます。
- 道路等の基盤施設が未整備で、緊急車両等の通行が困難な道路が多くみられる市街地においては、幹線道路や主要な生活道路、さらには住区基幹公園等のオープンスペースの整備に努めます。

■ 町有施設における重点的な耐震化・不燃化

- 町立小・中学校をはじめとする町有施設については、災害における避難活動等の拠点となることから耐震化及び不燃化を重点的に進めます。

■ ライフライン施設の整備

- 上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設の災害時における性能を維持・強化するため、老朽管の敷設替えなどの更新や耐震対策に努めるとともに、緊急時における近隣市町村との相互支援体制の確立に努めます。

③ 自然災害の防止対策の推進

■ 河川改修の促進と総合的な治水対策

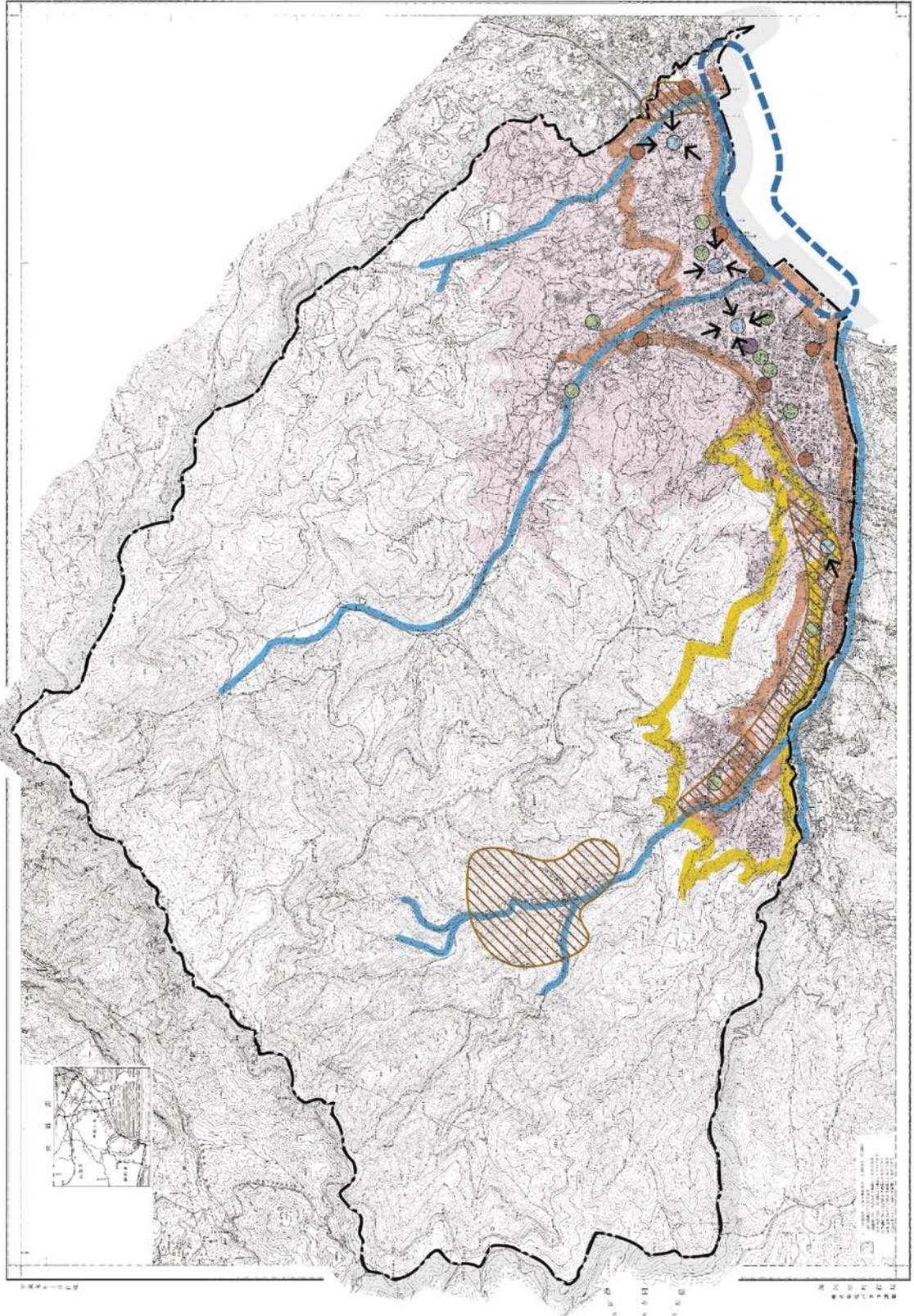
- 市街地内を流下する二級河川（新崎川、千歳川）については、整備を促進するとともに、砂防指定地については土石流防止等を促進します。
- 河川改修とともに、流域の適正な土地利用への誘導も含めた総合的な治水対策を図ります。

■ 津波・高潮災害の対策

- 湯河原海岸においては、津波対策として、情報の早期周知・伝達システムを確立するとともに、津波避難ビルの指定と使用協力を得るよう努め、また、高潮対策として防潮堤、護岸、人工リーフ等の整備を促進します。

■ 崖崩れ対策と宅地造成の規制

- 地震及び風水害を原因とする崖崩れに備えるため、その危険性等の実態を把握し、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定を促進するとともに、警戒・避難対策計画の策定を進め、町民や企業に対し周知徹底を図ります。
- 土砂災害及び斜面崩壊の危険が予想される場所における宅地造成等については、災害を未然に防止するため、危険区域等において対策工事を促進するとともに、関係法令等の遵守を誘導します。



4 福祉のまちづくりの方針

わが国では、高齢化や少子化が急速に進行しており、21世紀初頭には4人に1人が高齢者になると予想されています。

本町の65歳以上の人口は27.9%で、既にその水準に達しており、神奈川県平均の16.2%を大きく上回っています。

そのため、こうした本格的な高齢社会の到来に向けて、誰もが安心していきいきと生涯を送ることができる福祉社会の構築が求められており、ノーマライゼーションの理念のもと、子供から高齢者、健常者から障がい者までともに住み交流し、高齢者が社会の担い手としていきいきと活躍でき、誰もが住みなれた地域や家庭で安心して暮らし続けられる都市を実現していくことが必要となっています。

1 ■ 基本方針

● 誰もが安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり

《すべての人々を受け入れる都市空間の整備》

高齢者や障がい者など誰もが外出や移動がしやすく、生活行動の選択性を確保するため、安全で快適な移動手段・環境の整備とネットワーク化、主要な公共公益施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入など、すべての人々を受け入れる都市空間の整備を目指します。

《いきいきと活動・交流できる場や環境の形成》

町民誰もが生涯を通じて地域社会で充実した生活を送れるよう、健康増進や様々なふれあいを醸成する健康・福祉の拠点づくりとそのネットワーク化など、いきいきと活動・交流できる場や環境の形成を目指します。

《安心とゆとりの住空間の実現》

町民生活の基礎となる住宅・住環境を適切に供給・確保するため、老朽住宅等の整備・改善など、安心とゆとりの住空間の実現を目指します。

■ 2 ■ 福祉のまちづくりの方針

① すべての人々を受け入れる都市空間の整備

■ 安全で快適な移動手段・環境の整備とネットワーク化

○バリアフリーの歩行空間のネットワーク化、便利なコミュニティバスの運行など、都市拠点内あるいは都市拠点相互の移動、さらには周辺集落等から都市拠点へのアクセスを安全で快適なものとする移動手段・環境の整備とネットワーク化を図ります。

■ 主要な公共公益施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入

○主要な公共施設においては、施設内における玄関スロープ・車椅子使用者トイレ・点字ブロック等の設置やエレベーターの改良、施設周辺における歩道部の段差の解消や誘導ブロックの設置等、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。

② いきいきと活動・交流できる場や環境の形成

■ 健康・福祉の拠点づくり

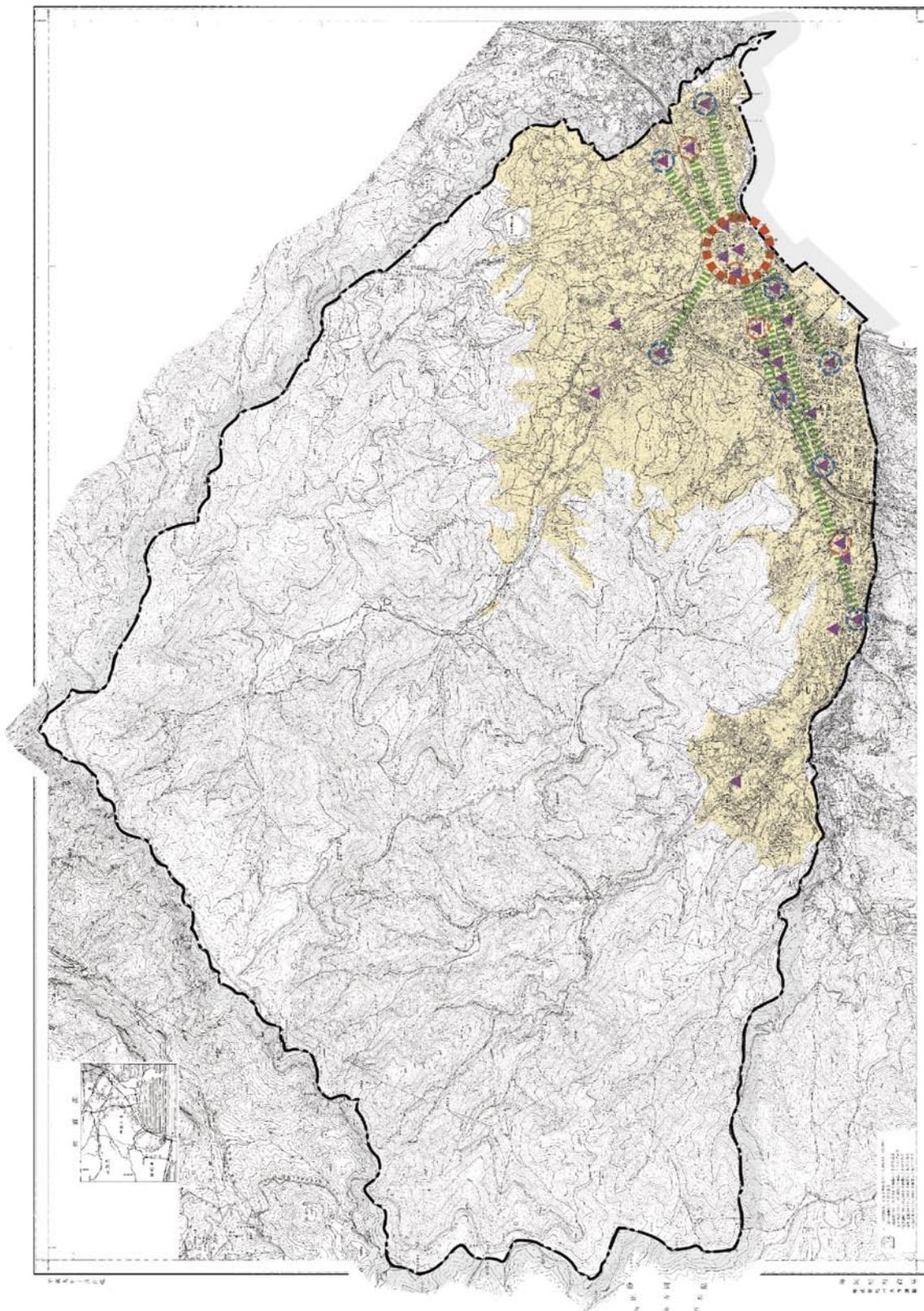
- 都市レベルの健康・福祉の拠点については、文化福社会館を位置づけ、憩いや交流の場として気楽に利用できる環境・空間の形成に努めます。
- 地域レベルの健康・福祉の拠点については、中学校や小学校を位置づけ、その多目的利用として、地域ケアやボランティア等の活動の場、あるいはそれらを支援する場としての機能拡充に努めます。
- 地区レベルの健康・福祉の拠点については、地域会館を位置づけ、地区住民が多世代の人々と交流しながら、気軽にスポーツ・レクリエーション・文化・学習活動を楽しむことができる場、お互いに助け合う福祉の場と機会を創出することによりその機能拡充に努めます。

■ 健康・福祉ネットワークの形成

○文化福社会館を中心に都市・地域・地区の各生活圏におけるきめ細かな健康・福祉サービスを提供するため、情報化等により連携の図られた健康・福祉ネットワークを形成し、年齢、体力、性別を問わず楽しめるスポーツ・レクリエーション活動や健康づくりの普及・啓発に努めます。

③ 安心とゆとりの住空間の実現

○町民誰もが住みなれた地域や家庭で安心して暮らすことができるよう、災害発生時に大きな被害を受ける可能性が非常に高い老朽化した木造住宅等については、民間賃貸住宅の借り上げ等を検討します。



凡 例

- (すべての人々を受け入れる
新市空間の整備)
- 安全で快適な移動手段・環境の整備とネットワーク化
 - 主要な公共施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入
- (いきいきと活動できる場や環境の形成)
- 都市レベルの健康・福祉拠点の形成
 - 地域レベルの健康・福祉拠点の形成
 - 地区レベルの健康・福祉拠点の形成
 - 健康・福祉ネットワークの形成
- (安心とゆとりでの住空間の実現)
-

